

令和2年度第12回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第2号）

令和3年3月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

- 4番 福本 悟 君
2番 井藤 はづき 君
6番 増田 安至 君
11番 藤川 博和 君
9番 福永 啓 君

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- 1番 中城 峯 雄 君 2番 井藤 はづき 君
3番 宮川 一 幸 君 4番 福本 悟 君
5番 田上 英 司 君 6番 増田 安至 君
7番 森田 優 二 君 8番 岩永 宏 介 君
9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君
11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君
13番 井本 昭光 君 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 野中 眞治 君
教 育 長 本田 惠典 君 総 務 課 長 藤野 浩之 君
企画財政課長 坂本 幸喜 君 税 務 課 長 畑野 英樹 君
町民保険課長 宮崎 尚文 君 福 祉 課 長 西橋 静香 君
こども未来課長 田中 智徳 君 復 興 課 長 島田 誠也 君

健康づくり支援課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建設課長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計管理者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	沖 勝久 君
監査委員	吉川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、藤野総務課長の発言を許します。

○総務課長（藤野浩之君） 実は、私から議案の訂正を2点ほどお願いしたいと思います。

まず、議案第100号になります。令和2年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）になります。その中の、第1条になります。歳入歳出予算の補正というところで記載しております。その歳入歳出それぞれの金額が、今「2,990万2,000円」と記載しておりますが、この金額が「2,990万5,000円」となります。一桁目が、2,000円が5,000円と変わります。次の2ページ、3ページに歳入歳出の合計額を記載しております。2,990万5,000円となります。御訂正をよろしくお願いいたします。

続きまして、これは令和3年度、当初予算になります。議案第110号、令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計の予算になります。そこの表紙になります。条数が記載誤っておりました。1条、2条、次は3条となるところをまた2条ということで記載をしております。そこは3条の誤りであります。訂正をよろしくお願いいたします。

2点の訂正となります。今後は、チェック体制、また確認作業を徹底し、入念に行っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。御迷惑をおかけしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○4番（福本 悟君） 質問番号1番、議席番号4番、福本悟です。

それでは、先般事前に通告した内容について質問を行います。

1つ目の、上水道未給水地域に対するその後の給水整備計画について伺わせていただきます。

初めに、住民の皆様の代弁者として、令和2年度第4回定例会6月会議において、上水道の未給水地域に対する給水整備計画について一般質問を行わせていただきました。繰り返しになりますが、本町の上水道の整備については、前回説明したとおりで、1つは衛生面、1つは防火の面、この両面から設置が望まれ、昭和44年8月に待望の上水道が完成開始をされております。

先般の議会の質問に対して、1つに安定した上水道が供給できる体制を構築していくため、令和2年度に策定する水道事業基本計画等で検討していくこと。1つに、上水道の未給水地域が平成16年度末と変わらない、変更がないこと。1つに、未給水地域の水質検査については、地域からの依頼により町で対応していくこと。1つに、未給水地域に対して、支援など地域との協議のもと、話し合いの中で町ができることを行っていくことなどの答弁をいただいたところであります。

しかしながら、今もなお一部の地域で構成する水道の現状は、この気象状況の変化によって、水の濁り、また飲料水用については常に煮沸消毒をして飲用されております。非常に衛生面等で大変な御苦勞を再度伺うことができました。また、別の地域水道を有する区の代表者の方とお話をする機会がありました。この水道問題について、「私たちの地域は忘れられている」と、そういう言葉を伺わせていただきました。今もなお、このような声を聞くのはなぜでしょうか。問題はどこにあるのでしょうか。私は1つに、地域の方々と職員の皆さんとのコミュニケーション、寄り添いがないのではないかと思います。

以上のようなことから、町民の生活を守る上で大切なライフラインの1つであるこの上水道、本町においては今もなお、この上水道の未給水地があり、その大半がろ過装置及び滅菌装置が未設置であります。

町長に伺わせていただきます。上質で安全な生活用水を供給する観点から、その後の給水整備計画について、担当課である環境保全課等でどのように論議し、具体的対策をどう講じられたか、伺わせていただきます。

あとは再質問とさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の1、上水道未給水地域に対するその後の給水整備計画につ

いて、お答えを申し上げます。

水道未普及整備地域の町内6カ所の地区水道につきましては、水質検査を今年度も実施いたしました。各地区水道の整備に関しましては、地域の実情に差があり、その地域に合った整備が必要となります。今後とも地区水道の整備につきましては、地区住民への情報提供や協議を緊密に行いながら、適切な整備ができるよう進めていきたいと考えております。

その他、個別質問については担当課長から答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは、個別に3点ほど伺わせていただきます。

まずは1点目になりますが、前回の議会で答弁をいただきました、この安定した上水道が供給できる体制を構築していくために、今年度令和2年度に策定する水道事業の基本計画等について、わかりやすく説明を伺いたいと思います。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

水道の給水基本計画につきましてはですが、本町の水道事業は昭和42年に発足から3回の各種事業を経て平成29年に簡易水道との統合により、現在の御船町上水道事業が形成されております。施設の老朽化に伴う更新費用の増加や人口減少による料金収入の減少等の水道事業を取り巻く現状や課題を的確に把握し、サービスの提供を安定的に継続するために目標設定を行う必要があります。

このことから、地域の自然的、社会的条件や水道事業の特性を踏まえた最新の実績から、将来需要を見通し、安心・安全な水の供給をするために合理的な事業計画を行うものです。

また、消費の平準化を図るために、アセットマネジメントの観点から合理的な更新計画を検討し、その結果を水道事業経営戦略に反映させる計画としております。

○4番（福本 悟君） 非常に住民にはわかりづらい言葉でした。実は、まず第1点目に、この個別の質問を設けたのが、この水道事業計画において、先ほど申しました未給水地域6カ所が解消する、そういう計画を盛り込んであるかなと私は思っておりました。この水道事業の認可を受けてない地域の中での未給水地域、すなわちこの地区水道が現在6カ所ありますけれども、では、この水道事業の基本計画等の中で、今年度の未給水地域の解消計画はどのように盛り込んでありますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

未給水地域の対象の基本計画についてのあり方ということで計画をしておりますが、水

道法により給水区域内において給水を求められた場合、給水区域内においてですが、原則として拒否することはできないことになっております。しかしながら、現状が給水区域外の場合は、同一事業体内において平等に給水を行う必要がありますが、それを行うために多大な費用を必要とする場合、水道事業が地方公営企業法に従い、使用者から得られる料金収入のみで事業を行う独立採算制であることから、費用対効果の算出を行い、効果が得られない場合は、事業として採用できないことは当然考えられます。

未給水区域は、給水人口が少ない山間部であることが多く、既存の水道施設は簡易的な施設となっているため、水道法に準拠していない施設をそのまま水道事業に取り組むことは現実的には困難な状況にあります。また、水道法に適合した水道施設を新設する場合や既存の水道施設から配水することが可能な場合であっても、必要となる費用に対して給水人口が少ない場合、費用対効果が見込めない結果となります。

このような状況から、未給水区域への対応は水道事業だけでは現実的に困難な状況となっており、その他の町全体として考慮した課題として対応する必要があります。水道事業として恒久的な費用の捻出は現実的には困難であるため、町から受益者負担を原則とする2分の1の支援を要綱に基づいて行ってまいります。

○4番（福本 悟君） 緒方課長、最後のところをもう1回、理解がどうしてもできておりません。この計画において、この未給水地区の解消計画、盛り込んであるんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

未給水区域の解消というのは、この費用を出せば、解消という、施設というのは整備はできます。しかし、そのためには多大な費用がかかるということで、現実的に、水道事業として事業を取り組んでいくには、これは困難であるということで、工期的なもの、捻出は困難であるために、町からの受益者負担に伴う2分の1の支援は、地区水道の整備に伴う支援を行っていくという盛り込み方をしております。

○4番（福本 悟君） 時間が、あと何点かありますので、もう少し確認したいことがありましたけれども。

では、2つ目の個別になりますが、地区水道6カ所の整備状況についてですが、令和2年度中にどのように整備をされたのでしょうか、伺います。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず、五ヶ瀬地区ですが、ろ過施設を整備されております。7月1日から着工され、8

月23日に完了しております。補助の申請金額は139万7,000円です。馬立地区につきましては、施設の工事を現在整備進められております。10月15日から着工し、3月末に完了の予定です。補助の申請金額は295万4,000円です。粒麦地区ですが、現在取水施設から受水施設までの改修計画を進められております。今後協議を行いながら、申請に向けて進めてまいりたいと考えております。川内田地区、有水地区、間所地区の改修の予定はありませんでした。

○4番（福本 悟君） では関連で、この地区水道の整備事業に対する経費の補助金制度、町には地区水道整備事業補助金交付要綱があるかと思いますが、説明を求めます。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この要綱は、水道の整備が困難な上水道未給水地区の地区または地区水道組合に、水道整備事業に要する経費に対する補助金交付に関し、御船町補助金交付要綱規則に定められるもののほかに、必要な事項を定めています。補助金の額は経費の2分の1です。

○4番（福本 悟君） では、この補助金の額です。2分の1の根拠、明確に教えてください。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この要綱に定めてありますのは、令和2年6月に制定した要綱であります。受益者負担の原則から原則により事業所の2分の1相当を補助するとしております。

○4番（福本 悟君） この要綱の冒頭を見ると、上水道の整備が困難なところに対してというところですので、2分の1が正当な割合なのか、少し疑問に思うところであります。この補助金交付要綱には見ると事業費に対して経費の2分の1相当額と定めてありますので、この補助金の額です。至急検討を行っていただきたいと、それが1点。

それと、この地区水道組合と定期的な意見交換会、そういう話し合いの場を設けていただきたいと思いますが、いかがですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

補助の見直しということですか、これにつきましては、この要綱につきましては令和2年6月に制定しておりますので、今のところ見直しということについては考えておりません。また、地区との話し合いにつきましては、今年度も水道の水質検査等を行っております。結果等わかり次第、地元には出向いて説明等をしていきたいと思っておりますが、定期的というのは今のところ考えておりませんが、そういう水質検査等でお話する機会があれば、地元に出向いていろいろな話し合いをしていきたいとは考えております。

○4番（福本 悟君） では、次の質問です。地区水道の水質検査については、現在行っているところによかったですかね。はい。

実は昨年、県でこの水質検査、飲用井戸等行政検査が10月に行われております。本町においては5カ所を指定されて、その検査が行われておりますが、結果はどのようなものだったのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今言われました御船保健所からの飲用井戸等行政検査であります。10月6日に町内5カ所、これは個人の井戸水も含むものですが、地区水道において2地区3カ所の水質検査が行われております。

この内容、結果につきましては、組合というか、土地もしくは代表に11月2日に郵送で直接保健所から説明がなされております。町には情報提供という形でメールされております。検査の結果は、大腸菌が検出された地区がありましたので、電話等で区長、代表者の方へ滅菌施設の整備の提案を行っております。また1月に役場に来庁されたときにも、再度の協議を行っております。また、他施設、他組合となりますが、そこで整備をされた内容の情報提供も行っているところです。

○4番（福本 悟君） 課長から検査の結果で、ある地域については大腸菌が出たというところでいいですか。はい。

実はその結果の写しを、代表者の方からいただきました。そこで課長にお尋ねなのですが、この検査からの結果通知を町は受けて、町として現場は見られたのでしょうか。現地の方です。そこをお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

現地へは行っておりません。

○4番（福本 悟君） では、この検査結果を、この組合の代表者の方に、直接その自宅に行かれての説明なのか、電話等で説明されたのか、そこを教えてくださいいいですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この行政検査というのは、保健所が行った検査でありますので、この詳細な結果につきましては保健所から内容等の説明がっております。町に対しましては、これは保健所からの情報提供で来ておりますので、この詳細につきましては、これは県保健所の、言わば管轄ということになります。町では、今現在水質検査を行っておりますので、その検査結

果を踏まえて、また地元には御説明に行くところであります。

○4番（福本 悟君） 1点、この県からの検査結果を受けて、状況といたしますか、その地域で大腸菌が出ました。では、課長も行ってない、職員の方も行ってない。私はそこがひとつ、どうしても納得いかないんですよね。この結果が出て、水源とか施設の状況、ここの確認ができていないということは、非常に残念でたまりません。私はこれは、非常事態ではないかと思ってもおります。

総合計画の中に町の将来像がありますが、先般、町長からも発しておられます。みんながわくわくする御船町です。町民全員がわくわくしなければなりません。一方では、このような問題が上がっている状況です。この検査結果、解消に向けて早急に取り組みをしたいと思っていますが、課長、いかがですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この水質検査において、大腸菌が出たということで、早急に町としても、担当から代表の方に早急連絡を入れまして、そしてこの施設について改修の提案をしております。これは再三行ってありますが、ただ、地元で改修についてはどうしても、要は費用がかかるといことで難色を示されております。そういうこともありまして、他地区において滅菌施設を付けられている地区もありますので、そういうところも見学をされて、どうか改修の、今後の計画をしていただけないかという提案はしておりますので、これは引き続き行っていきたいとは考えております。

○4番（福本 悟君） 最後に町長の見解をいただければと思います。よく町長も、いろいろな他団体の会報を見ていると、町長の言葉に「寄り添う」という言葉をお聞きします。まずは、町長と職員が寄り添う、次に町民の方と職員が寄り添う、そして初めて復旧することはできたと思っていると、まさしくそれは私も一緒の考えです。私はそこが少し今回欠けていたのではなかろうかと思えます。

町長に伺わせていただきます。この上水道未給水地域の現在大半がろ過装置及び滅菌装置が未設定であること。また、今申しましたように、水質検査の状況から、この上水道未給水地域の現状をどのように認識され、今後において良質で安全な生活用水を供給する観点から、この上水道未給水地域における給水問題については、町長のリーダーシップにおいて乗り越えなければならない問題と思っております。最後に町長の見解をお願いします。

○町長（藤木正幸君） お答えしたいと思います。

まず、間所地区の水質の問題ですけれども、水質のほうで大腸菌が出たというのは承知しております。町においても現在水質の調査を行っておりますので、結果が出次第また地域の方々と協議をしてみたいと思っております。

それと、補助金につきましては、現在要綱を定めております。この見直しの予定はありません。しかしながら、整備に当たっては、地元と十分な協議を行っていきたいと思っております。

今、質問を聞いておまして、まず、未給水地域です、ここと町とのかかわり、あくまでも未給水地域総意のもとで、私たちは動かなければいけない。1人の人が何か言ったからそっちをしますよ、1人の人がこう言ったからこっちに行きますよということはなく、未給水地域の人々の思いが1つになったときに、初めて私たちとの話ができるのではないかと。その中において、私たちがお伺いしながらその地域の方々と話を進めていかなければいけないと思います。

全世帯水道が引けたならばいいだろうと私も思います。しかしながら、仮に間所を挙げてみれば、今の水道地域から間所に水道を引こうと思ったら云億円という予算がかかります。水道事業というのは、あくまでも公式なものではなく、住民が全部負担をしなければいけません。企業会計になっています。ということは、その金額を町の町民全員で割らなければいけないということになっています。そういったときに、この間所地域の方にとって、全体が支えるというのはわかりますけれども、しかしながら、水道事業において、そういったことをしていくということができかどうかということ、できないだろうと思います。やはりその地域の方々と助け合って生きていくための策をとらなければいけない。その中において、私たちは半分の補助をしようということを決めさせていただきました。

だったら、なぜ半分であって、それが7割8割にならないのかということも考えました。しかしながら、7割8割、そういったものを町から補助していたら、今まで水道があるところの地域です。仮にそこに10件ある地域が御船町の水道にあります。ということは、その10件は今水道料金を御船町に納めてもらっています。では、「私たちはこの水道料金は払いたくないから、御船町さん、どうぞ、こやん施設を造るから7割8割補助をしてください」ということが出てくる可能性があります。そういったふうに言われている地域も実際にお聞きしております。ということは、今水道事業はうまくいっている中において、今度は逆に地区水道にまた戻っていく可能性も出てくるということになってまいります。

企業会計である以上、やはり皆さんにかかった金額というのは皆さんで負担しなければいけない。その観点から町でできること、そして地域でできること。地域でできる、総意に対して私たちは援助していくという形になりますので、その地域地域において集まりがあったときに私たちも寄り添っていきたいという考えでいます。

○4番（福本 悟君） ただ今、最後に町長から、寄り添う、まさしく私も一緒の考えです。地域に寄り添って解決に向かって一步前進していただければと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。通学路の安全確保への取組みとしてのスクールゾーンの指定について、伺わせていただきます。安心・安全なまちづくりの観点から、令和元年度第8回定例会12月会議において、交通安全に加え、防犯の観点から、通学路の安全対策について一般質問を行わせていただきました。通学路関係では、今回が2回目の質問となります。

言うまでもなく、子供の安全対策は、社会の要、大事な部分であります。前回は報告をさせていただきましたが、熊本県警察交通事故届から、熊本県下では毎年400名近くの中学生以下の死傷者数が報告されております。今回、この通学路の安全対策について、2回目の質問になった経緯は、どうしても忘れることができない平成30年度の5月、新潟市で起きた登下校中の事件であります。この事件を踏まえ、まず、国の動きとしては、このような事件が二度と発生しないよう、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議を開催され、登下校防犯プランの取りまとめをされました。

この登下校防犯プランでは、登下校時における安全確保を確実に図るため、危険箇所については、通学路における緊急合同点検等実施要領により平成30年9月末までに、緊急合同点検を実施し、対策が必要な箇所については、抽出して諸対策を講じることとされ、教育委員会は緊急合同点検の全体を通し、主体的に取り組むとされています。

このことを踏まえ、先般の質問に対し、1つには通学路安全点検を実施し、計画的な整備に努める。1つには、見守りについては、交通安全協会等に引き続きお願いをしていく。1つには、白線の引き直しや注意看板の設置などは改善ができた。1つには、大規模な道路改修が必要となるところは改善ができていないと。また、学校周辺、車の出入りがある民家が多かったり、スクールゾーンの指定同意が取りにくいなどの答弁をいただいたところでもあります。

私も、定期的に朝夕、子供たちの見守りを行っております。今日も朝6時30分から地域

に立って、まずは住民の方の見守り、それと子供さんの見守りを行ってきたところであり
ますが、実は、そのどこがどのように、この通学路の点検を受けて改善ができているのか、
なかなか私自身確認ができない状況でもあります。

この通学路の安全対策については、町の総合計画の基本計画にある防犯・防災・交通安
全に対するの充実の中に、安心して生活できる社会の構築とあります。町は児童・生徒が
通学するための通学路の現状をどのように認識され、交通安全に加え不審者等から児童・
生徒を守る防犯の観点から、通学路の安全確保への取組みとして交通安全対策基本法に基
づくスクールゾーンの指定について、どのように考えているか伺わせていただきます。

あとは個別質問とさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 2、通学路の安全確保への取組みについて、スクールゾーンについて
お答え申し上げたいと思います。

まず、本町における児童・生徒が通学するための通学路の現状については、年に一度行
っている通学路安全点検時に確認をしています。改善箇所につきましては、関係機関が持
ち帰り対応している状況です。現状としては、改良できるところは早急に改良していま
すが、道路幅が狭く、歩道を設置できない通学路があることも承知をしております。

小坂小学校と御船小学校には速度30キロという速度制限があるゾーン30が設けられて
います。通学路安全点検時は道路の危険箇所や不審者の情報等に基づき検討を行っており、
各学校や保護者からスクールゾーンについての要望は現在のところはあっておりません。
今後、PTAの会議や学校運営協議会の中で保護者や周辺の住民の要望を聞く機会を設け、
設定の必要について検討をします。

その他個別質問については、担当課長より答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは、個別の質問に入らせていただきます。

まず1点目になりますが、例年通学路の安全点検の結果を受けて、本年度、令和2年度
中どのように改善・整備されたのかです。この施設整備などのハード面について、各小学
校があれば、学校ごとに説明をいただきたいと思います。

○学校教育課長（西本和美君） では、校区ごとに説明いたします。御船小学校区について、
正門近くの見通しの悪い場所において伸びている枝を伐採し、指示標識が見えるようにし
ました。また、警察においては、登下校時刻を中心に交通指導・取り締まりを行い、総務
課は青パトによる定期巡視を行っています。

次に、滝尾小学校区について、農業振興課が御船台から下りたマミコウロードから玉虫本村に右折するまでの歩道と横断歩道の薄くなった部分の引き直しを行っております。御船警察署と上益城振興局は、滝尾小学校正門前の横断歩道の薄くなった部分の引き直しと、歩道の前後、歩道の手前からの引き直し、また横野橋際の横断歩道の薄くなった部分の引き直しを行っております。そのほか、上益城振興局が横野橋から滝尾小学校までの間、国道445号の歩道の路面のこけの除去作業を行い、滑りにくくしております。なお、上益城振興局が令和3年度の改修としては、滝尾小学校から下鶴までの歩道の拡張を行うことを予定しております。

七滝中央小学校区について、上益城振興局が県道田代御船線の上野染野地区約400メートルの歩道部分と、七滝中央小学校前の横断歩道付近をカラー舗装しました。また、令和3年度には北向公民館から餅畑入り口までの300メートルについても、歩道部分をカラー舗装される予定があります。

木倉小学校区については、御船警察署が朝夕のパトロール等をし、車の運転者に対する注意喚起をするとともに、町道西木倉桜町線の停止線の引き直しとアシストプランニング及び橋本建設付近の横断歩道と停止線の引き直しを行っております。

高木小学校区について、建設課が国道443号から町道高山中央線に入った150メートル先ほどからゴルフ場手前まで外側線を引いております。同じく、建設課が高木サン団地裏の交差点に指導停止線を引いております。

小坂小学校区については、モンパリ前の交差点、モンパリから小坂橋までのカーブした坂道、秋只交差点手前のカーブした坂道の道路に張り出している樹木の伐採について、建設課が広く広報で伐採について周知を行っております。

○4番（福本 悟君） ただ今、西本課長から詳しく説明をいただきました。内容を聞いていますと、国道・県道だったり御船警察署であったり、多くは町以外が何かハード的なものをしたのかなと、今見受けられたのですが。では、例年のこの通学路点検で要望は上がったものの、いろいろな関係で改善とか成果ができてないものというのは何かありますか。

○学校教育課長（西本和美君） 交差点に信号機及び歩道等が設置できなかったもの、また、子供が用水路に落ちないように対策をお願いしましたが、水利組合や区での対応は難しいと返答がありできなかったものがありました。

○4番（福本 悟君） 前のほうは、何か町のほうで対応ではなくてという意味ですか。水利

組合、町で対応するというものはなかったんですかね。別に新たに歩道を設けるか、そういう要望は上がってきてないんですか、各学校から、造ってくださいというのは。

○学校教育課長（西本和美君） 新たな歩道設置についての要望は上がっておりません。

○4番（福本 悟君） では、改善できなかったものの中で、最優先、来年にはぜひともここをやっていただきたいというハード的な施設整備の面、何かありますか。令和3年度。

では、別件で、今、西本課長から横断歩道のカラー舗装を説明いただきました。私も実際にここを、いろいろな御船町の中・小学校の前も見ました。他町村でも拝見しました。いい取組みかなと思って、実は各学校に聞きました。ここは通学路の点検で要望が上がってできたんですかということ、確認をさせていただきました。

結果としては、これはそれぞれの道路管理者が自主的に安全対策をして行ったということで、回答をいただきました。それと参考事例ですけれども、郡内のある自治体の小学校、中学校ですけれども、登下校中にはカラーのベスト、全てこのベストを着用して登下校をしている自治体もあるので、頭に入れていただければと思います。

課長、先ほどの何かわかりますか。

○学校教育課長（西本和美君） 2校区からカラー舗装の要望は上がっています。

○4番（福本 悟君） 詰めの部分です。今回、スクールゾーンの関係の提案型の一般質問ということでさせていただきました。この交通安全対策基本法に基づくスクールゾーンの提言については先般の議会で説明をいただきましたので省かせていただきますが、このスクールゾーンの指定について、今までにどのような協議が行われたのでしょうか。お伺いします。

○学校教育課長（西本和美君） スクールゾーンにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、学校及び地域からの要望が上がっていないこと、また学校が生活道路として交通量の多い道に隣接していたり、学校周辺に車の出入りがある民家が多かったりと、交通規制に対して地元の同意が得にくい状況にあるため、同意が取りにくいと判断、前回は答弁しております。冒頭述べましたとおり、特に学校及び地域からの要望が上がっていないため協議等は行っておりません。

○4番（福本 悟君） ただ今課長から、要望がなかったのかということで協議は行われていないということですね。ただ課長の答弁回答を見ますと同意が取りにくい状況、これは何かを調べられて答弁されたのか、実際何かこういうことがあって答弁されたのか。そのの

部分をいいですか。

○学校教育課長（西本和美君） 学校から半径500メートルにおいて、教育委員会はスクールゾーンを設定することができます。ただ、設定するだけでは効力がないために、交通規制とセットで設定するのが一般的となっております。御船警察署とはそのお話をやっているところなんですけれども、警察署が町と地域と協議を行い、交通規制を実施するかどうかということを決めますけれども、警察署としても生活道路ということであり、地域の方が1人でも反対されると、規制が厳しくなるということをおっしゃっておりまして、町としましては、まだ地域からの要望が上がっていない上での協議ということには行っていないということです。

○4番（福本 悟君） わかりました。では、今年度登下校中の交通事故、軽微なものを含め、どのようになっていますでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 令和2年度中においては、軽微なものが1件ありました。

○4番（福本 悟君） では、野口建設課長、1点だけ、このスクールゾーンの指定ですけれども、最終的にはどこが指定をするんですか。

○建設課長（野口壮一君） 今、学校教育課長からも答弁しておりますとおり、最初の入り口としては、教育委員会で各機関等の調整を行っていくということになります。スクールゾーンを最終的に誰が指定するかということについては、最終的には警察それから道路管理者であれば看板を掲げたりとか、道路にスクールゾーンという表記をしたりとか、そういうものの対応になっていくということになるかと思っています。

○4番（福本 悟君） では、今までのところをまとめさせていただきました。毎年、通学路の点検がいろいろ行われておりますが、要望等について改善できるものについては改善を行っている。できないものについては翌年度検討していくということでいただきました。また、スクールゾーンの指定は地域の協力がないと、そこは十分に私は理解しています。この地域の協力を必要とするために、今後、いろいろな会合で、そこは何かお話をしていくということで、先ほど町長からいただきましたので、期待をしています。

いろいろ私も各地元の区長とかといろいろ話して、今私のところでは、実は防犯カメラの要望も上がっておりますので、これは学校の校長先生とまたお話をして、要望とかが必要であれば、また要望を作っていきたいなと思います。

それとまた、事例ですけれども、このスクールゾーンについては、全国を見ていきます

と、自治体の小学校全部が指定をしているというところもあります。これは参考事例ですのでしてくださいというのではなくて、そういうところもあるということで、頭に入れていただければありがたいと思います。

時間がちょうど1時間になりましたので、では、最後に教育長に、教育長の見解のほうをいただきたいと思います。

実は、防災の言葉に「事前防災」という言葉があります。事前防災。要は災害を少しでも少なくするための対策です。事前に対策を講じること、これが事前防災です。通学路の交通安全についても全く私は同様な考えを持っています。やはり、この子供たちの安全・安心のために、十分な対策が必要ではないかと考えています。そのためにも子供たちが安心して学校に通える状況を作ることが必要であり、現在の状況では通学路の全てに歩道を設置するのは、それはもういろいろな道路の幅だったり、いろいろな状況であったりそこは難しいと、私も理解をしております。

そこで、1つの対策として、スクールゾーンの指定について、今回は提案型の質問をさせていただきます。行政ができること、地域ができること、それと学校がやっていくと。まあ、よくテレビではワンボイス、ワンチームです。ワンチームになって、一歩先へ進んだ取組みをとっていただくことを期待するものであります。

最後に、教育長の見解を聞いて終わりたいと思います。

○教育長（本田恵典君） 答弁させていただきます。

今、私はこういうものを持っているんですけども。青少年育成会議で、実はこれは200枚作成をいたしまして、今議員がおっしゃったように、子供の安心・安全、それを守るのが学校あるいは校区の役割ではないかなということで、こういうものも、子ども110番の家ということで使わせていただいております。

それから、先ほどからお話になっております、今後のスクールゾーンの設定については、役場の関係各課それから警察あるいは県の関係機関、そういうところと協議をすることの必要性を感じております。さきに町長が答弁しましたように、今後PTAの会議、それから本年度から本格スタートいたしました学校運営協議会の中で、保護者や周辺の住民の要望を聞く機会を設けまして、スクールゾーンの設定の必要性について、今後しっかり検討してまいりたいと思います。

○4番（福本 悟君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 11時15分まで休憩したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○2番（井藤はづき君） 議席番号2番、井藤はづきです。通告していただきましたとおり、移住促進における空き家の活用について、一般質問をいたします。

令和元年12月に策定された第6期御船町総合計画の中で、御船町の移住・定住促進の方針として空き家活用など受入体制の充実を図り、積極的な移住・定住対策を推進しますとうたわれています。そのように移住者の受け皿の1つとして考えられている空き家の活用ですが、その空き家の家主が貸したり売ったりすることに多くの場合、後ろ向きであることが大きな課題となっています。

そこでお聞きしますが、そもそも空き家が放置されることによって、どのような影響が出る可能性があるのか活用されることが望ましいのでしょうか。また、これまで御船町ではどのような空き家対策が取り組まれ、どのような課題を発見することができたのでしょうか。そして、これからの移住促進における空き家対策をどのように取り組んでいくつもりなのか。

なお、個別の質問は質問席からいたします。

○町長（藤木正幸君） 井藤議員の移住促進における空き家の活用について、お答えいたします。

御船町では、移住・定住のコンセプトを、「ちょうどいい田舎」とし、どこに行くにもアクセスがいい町、買い物や通院、行政手続きができる施設がコンパクトにまとまっている町、自然豊かな町として移住相談会などでPRを行っております。移住の受け皿となる住居については、熊本地震による家屋被害により公費解体が進み、多数の被害家屋が解体されました。

このような中、平坦地区では地権者と民間事業者の協力のもと、宅地分譲による建物建設が進み、令和2年においては人口が増加傾向に転じました。中山間地域では活用できる空き家が少なく、人口減少が続いているのが現状であります。これまで中山間地域への移住を促進するため、相談者のニーズに応え、空き家バンクやおためし移住ハウス、空き家改修助成金などさまざまな施策を講じてまいりました。また、空き家を放置することは、空き家が老朽化し危険家屋となり、周辺の地域住民に多大な迷惑をかけることが予想されます。

このようなことから、特に中山間地区の移住促進、危険家屋の発生防止の観点から、中山間地域の空き家の有効活用は大きな課題であると捉えています。

その他、個別質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○2番（井藤はづき君） 今、町長答弁の中にもありましたけれども、もう一度確認の意味も込めてお尋ねします。空き家を放置することで生じる影響についてですけれども、まず行政とか周辺の地域にとってどのような影響が生じるか、お答えください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

家屋に人が住まなくなると、家屋が劣化し大きく2つの影響が出てくるものと考えられます。1つは、管理が行き届かないため地区の景観が悪くなること。さらに劣化すると家屋自体が倒壊するなど危険なものになり、倒壊による隣接地への被害また最悪人的被害にも発展したり犯罪の温床にもつながることが考えられます。もう1つは住居にならず、住民の数が減ることにより、地域づくりやまちづくりに影響が出てくると思われます。

いずれにせよ、空き家を放置することによるメリットはなく、デメリットしかないため、所有者に呼びかけ、空き家の数を減らしていく必要があると考えます。

○2番（井藤はづき君） では、周りにとってはデメリットしかないということですね。

では、家主にとってはどのような影響が生じるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

民法の第717条に、土地の工作物等の占有者及び所有者の責任が規定されております。その規定によりますと、空き家等の管理不全が原因で隣家に損害を与えたり、近隣住民に被害を及ぼした場合、空き家の所有者は被害者に対して、その損害を賠償する責任が発生する可能性があります。

町としては、地域からの情報が寄せられた場合、空き家所有者に対しまして、適切な管

理を行うよう促しているところであります。

○2番（井藤はづき君） では、空き家を放置していることで、空き家の家主にとってもデメリットが生じてくるという可能性があるということですが、ではなぜ家主は空き家をそのままにしているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

空き家の所有者がそのまましている理由としまして考えられるのは、まず第一に、仏壇と家財道具をそのままにしている。それと、兄弟姉妹が盆や正月に集まる場所として確保している。修繕が必要だが段取りが面倒で費用もかかる。また、相続されておらず、明確な管理者が決まっていななどが挙げられると思います。

町としても、この空き屋は個人の財産であり、財産の管理、運用、処分は所有者の権限または責任と考えます。空き家対策特別措置法等によりますと、特定空き屋と指定し、最終的に行政が代執行により取り壊す事例も見られますが、まずは所有者の責任により管理するのが前提であると考えます。

○2番（井藤はづき君） 今挙げていただいた、空き家をそのままにしている理由としまして、仏壇や家財道具をそのままにしているとか、相続がなされていないとかいうのがありましたけれども、あと2つ、兄弟姉妹が集まる場所として活用している。これは空き家というよりも別荘としての用途はあるのかなということではちょっと置いておいて、もう1つ修繕が必要だが段取りが面倒、費用もかかるというのは、費用の面については空き家バンクを利用して改修助成金などの対策が打たれているかだと思います。なので、この仏壇や家財道具の問題だとか、相続の問題が結構大きいのかなと思いました。

この2つのほかに、空き家が古くなってもそのままにしてあるというのは、もう1つ固定資産税の問題もあるのかなと思いました。空き家がどんなに古くても建っていることで固定資産税が安くなるから、倒壊しそうな空き家でもまだ解体しないで残しているのだという方もいらっしゃるのかなと思いました。

では、(2)に移っていきますけれども、これまで御船町が取り組んできました空き家対策について、どのような取組みをしてこられましたでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 町のこれまでの空き家対策についてお答えさせていただきます。この空き家対策につきましては、平成30年度に町内全域の外観による空き家調査、空き家バンクの創設、また移住・定住ウェブを構築しております。町内の空き家を有効活用

することで、移住希望者の住居の受け皿とすること。また周囲に悪影響を及ぼす危険発生防止が目的であります。

令和元年度には移住コーディネーターを採用し、空き家バンクへの物件登録を推進してきたところです。令和2年度には、固定資産税、先ほど議員からもありました固定資産税の課税関係の書類送付時に空き家バンクのチラシを同封しまして、空き家所有者に対し登録を呼びかけております。現在までの空き家バンクの現状なんですけれど、空き家の登録件数は11件で、7件の契約が成立しております。特に中山間地区です。中山間地域の物件は人気があります。4件の登録のうちもう3件が既に契約が成立して、1件も今交渉中になっております。

○2番（井藤はづき君） その取組みを通してどのような課題を発見されましたでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

空き家対策と深い関係があります移住施策の現状としまして、中山間地への移住相談があるものの、先ほど言いました中山間地に紹介できる空き家が少なく、移住希望者に適切な住居の提案ができていないのが現状であります。実際、令和2年度中山間地へ移住相談は14件ありました。すぐにでも引っ越したいと考えている移住希望者もおられました。

課題としましては、平成30年度の調査で、中山間地の空き家件数が108件がありまして、登録された空き家は4件しかなく、いかに残りの中山間地の空き家を有効活用し、移住者を受け入れる環境を構築するかが大きな課題と考えております。

○2番（井藤はづき君） 今のお話を聞いていますと、108件の空き家のうち、4件だけ空き家バンクに登録していただけたけれども、残りの104件がまだそのままになっているということですね。その移住促進における空き家活用ということで、3つの要素があると思うんです。空き家と移住者、それと家主。そのうちの空き家は104件ある。移住希望者も既に14件相談があっている。それともう1つ何かなというのが、空き家の家主が抱えている課題を解決していかないと空き家の活用が進んでいかないということになります。

それで、(3)の項目に入っていきますけれども、移住者の受け皿として空き家を活用するために、これからどのような取組みを計画しているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今後の移住促進についてお答えさせていただきます。今後の移住促進につきましては、平坦地区は町長の答弁にもありましたように、民間事業による宅地分譲、またアパート建設が進み、民間レベルでの移住が促進されております。しかし、

中山間地の宅地開発までは至らず、中山間地の移住促進には空き家の有効活用が欠かせないと考えております。また、中山間地では、その伝統や文化、行事が多く、移住者が地域で定住できるような支援を行う必要があると考えます。

そこで、令和3年度から中山間地に定住支援を配置し、空き家バンクに登録する物件の掘り起こしを最優先のミッションとして移住者と受け皿地域との橋渡しを担い、中山間地の移住促進を図っていきたいと考えております。また、中山間地域の移住に特化した地域おこし協力隊の配置も今後検討していきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） これまでされてきた取組みだとか、今おっしゃった取組みもですが、移住者に特化した支援が多かったかなと思います。その成果として中山間地への移住相談数も増えましたし、本当に空き家バンクも、平坦地も含めればかなり、11件というふうが増えてきているということで成果が上がっているのかなと思います。ただ、中山間地で言いますと、さっきもおっしゃったとおり、空き家があるけれども貸してもらえないという課題があって、これからは、この需要に供給が追いついていないという状況ですので、家主に重点を置いた施策を試みてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

空き家バンクの登録の際に、所有者から空き家改修助成金を活用できないかという相談は数件いただいております。空き家改修助成金については、実際空き家の使用者が活用するのが、改修したいところに活用できるというので、買い主、借り主に限定に今しております。空き家バンクへの登録や人口減少のくい止めにつながるのであれば、空き家の所有者の目線で、仏壇の撤去とか家財道具の撤去なども活用できる制度を検討していきたくと考えております。

○2番（井藤はづき君） 空き家改修助成金は今借り主に助成するという形になっていると思いますけれども、空き家を今から使っていく方がそれを使って改修していくというのが一番いいのかなと思いますし、貸すためにまずは改修をしなければという意味で家主が使うというのもありかなと思うので、それはこれから検討していただければと思うんですが、先ほど上げました家主が空き家をそのままにしている理由ですね。家主が抱えている課題としまして、仏壇や家財道具、それと相続の問題、そして固定資産税の問題というのがあります。

先ほど、空き家は所有者の責任により管理するものだと言われていましたけれども、こ

ういった家主の抱える課題を解決する、その家主に、先ほども言われていましたけれども、寄り添って課題解決を支援していくというのが、こちらとしても空き家を活用したいわけですから、必要になってくると思います。

そこで、空家等対策の推進に関する特別措置法というものの中で規定されている特定空き家というものは、どういったものでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

特定空き家、法律の定義としましては、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態で、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等となっております。町では、この特定空き家の基準等はまだ策定をしておりません。規定もしておりませんので、住民から相談等は担当課職員が当該家屋の外形を見て、法律の定義に該当する家屋は町内には複数点在するものと考えております。

○2番（井藤はづき君） この特定空き家というものは誰が指定するものなのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、特定空き家にするためには特別措置法にのっとりた協議会あたりを設置しなければいけない。そして、その後計画書を策定しなければなりません。その中で審査会もありますので、それが特定空き家に、審査に基づいて調査した結果、それを特定空き家に認めるという形になってくると思います。

○2番（井藤はづき君） では、もしそういう体制が整った上で特定空き家に指定されてしまうと、どういったことが起こってくるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

特定空き家に指定された場合、まず町からの指導あたりが出てきます。その後に勧告、そして命令、最終的にはですね、そういう形で出てきます。もし特定空き家に指定された場合は、先ほども言いましたように、まず助言または指導を行って改善される、町が空き家の所有者に対しまして勧告を行います。そしてそれができなかった場合、地方税法の規定によりまして住宅用地の課税標準の特例による6分の1の軽減措置が受けられなくなります。もう1つは、命令に違反した場合、命令に違反した者に対しましては、50万円以下の過料と処されるなど、納税義務者によっては不利になる条件が入ってきます。

○2番（井藤はづき君） では、特定空き家に指定されてしまうと固定資産税が6倍になったり、また命令に従わない場合は過料が発生したりするということですね。では、その空き家が放置されることで、不利益が生じるという可能性を家主に知らせて、その上で活用してみませんかと紹介することで、空き家の活用への第一歩を踏み出せるように後押しできないでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

昨年度、固定資産税の課税措置の際に、チラシによる空き家バンクの紹介をしました。チラシの裏面を活用しまして、空き家の適正加入の推進について、併せて周知を図っております。今議員がおっしゃったように、令和3年度は、このチラシの内容としましては、特定空き家に指定された場合、町が適切な対応を行うよう空き家対策特別措置法の規定により助言または指導を行ったが、改善されずという具合に、さっき言いましたとおりのことを、その裏に掲載していきたいと考えています。

○2番（井藤はづき君） ということは、先ほどまだ基準も定めていないので指定はしていませんということでしたけれども、今後、特定空き家の基準を定めて、特定空き家の指定ができるように整備を進めていかれるということでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

令和元年度に御船町としまして、この特別措置法に基づく協議会、それに計画の策定を検討しました。ところが、令和2年度の当初、令和元年度末ですかね、熊本都市圏地域、熊本市から都市圏の中でもうそれは設置してありますので、そちらのほうに、熊本都市圏の18市町村加盟しませんかという相談がっております。その相談のもとに検討をしようとしたところ、令和2年度のコロナ対応でその話が中断しております。令和3年度は、多分すぐその話になってくると思いますので、そのあたりが協議の結果次第で変わるかもしれませんが、そういうのがもしできれば、即それに加え、加盟するかはわかりませんが、それができ次第すぐに入っていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） コロナが落ち着いて、熊本連携都市圏でしたか、そちらの動きが出てきたらそちらに併せて特定空き家の基準設定だったり計画策定だったり、そういったところも動いていくということでしょうか。はい。

では、先ほど挙げました固定資産税と家財道具と相続、この3つの家主が抱える課題のうちの固定資産税についてはこれでクリアできそうかなと思います。あと2つ、家財道具

と相続という課題がありますけれども、まず、家財道具については何か対策を考えられているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、御船町に空き家改修助成金があります。それは先ほど言いましたように借り主とか、そういう人たちに対する補助金です。この補助金の要綱を若干変えることによって、貸主に対しても助成ができます。ただ、これに関しましては、実施要綱の改定それに予算の確保が必要と考えておりますので、そのあたりは今後検討させていただきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 家財道具につきましては、どこに持っていったらいいかわからないとか、仏壇をどうしていいかわからないとか、そういった問題もあると思いますが、その点、何かよいアイデアはありませんか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船町にはまだ活用していない公共施設あたりも若干あります。特に中・小学校の体育館とか校舎とか、そのあたりに、もしするならば一時仮置きのような形で置くことは可能だと思いますけれど、そのあたりはそのまま一遍置いてしまうと、もうずっと置いてしまうという可能性もありますので、そこは検討させていただきたいと思います。そういう可能性もあるということだけお知らせします。

○2番（井藤はづき君） 全てを行政でやってしまわなくても、民間にいいアイデアだったりネットワークを持っていらっしゃる方もいらっしゃると思うので、そちらと連携を取りながら家主と民間の方をつないで、この課題解決に向けて後押しをしていただければなと思います。

最後に、もう1つの課題、相続がありましたけれども、こちらは何か対策がありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今言われた相続問題です。これも大きな課題と今はとらえております。特に中山間地域におきましては2代前、3代前の方の相続になっていると。それをずっと追って行って、非常に難しいところがあります。ただ、この相続に関しましては、なかなか難しさまで同意、同意書、同意だけで空き家バンクに登録できたりとか、そういう形になっておりますので、そのあたりは今度は、先ほど議員がおっしゃいましたように、町でも中山間地に特化した移住協議会をちょっと考えておりますので、そのあたりで解決をしていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 今、協議会という話が出ましたけれども、こちらはこういったもの
でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 最大の役割といいますと、中山間地域の空き家情報の集約で
あることです。各地域の委員から空き家の情報とか所有者の情報とか家財の情報などの発
言をいただきまして、最新の情報を、私たちが知り得ない、そういうのは地域の方が一番
わかっていると思いますので、そういう情報を1つにまとめるということを考え
ております。

○2番（井藤はづき君） そしたら、こちらの空き家の活用のための協議会で情報を集められ
るということですが、その集まった情報をもとに何かされるんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

集まった情報をどう有効活用するのか、それが一番大きなところだと思いますので、そ
のあたりは中山間地域にも移住・定住に特化した団体がございます。その団体が実施団体
となって、解体したりとか、有効活用を考えたりとか、借り主の間に入って支援をしたり
とか、そういうことをしていただきたい団体を今回募っていきたいと考えています。

○2番（井藤はづき君） こちらの団体というところで、課題解決に向けて実際に動いていか
れるので、その団体に協議会から家主をつなぐという形になるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この団体が実施団体ということになりますけれど、来年、定住支援も雇用しますので、
定住支援も含めたところではつないでいただきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） では、地元の方々を中心とした協議会と定住支援員と民間の団体と
いう1つのネットワークができるわけですが、これに対して町はどのようにかわ
っていかれるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） これに對しましては、御船町は定住支援員を雇用、それに先
ほど言いました地域おこし協力隊も雇用したいと考えています。それと一番問題なのが補
助金なんですけれど、これはまだ今のところ検討中ということで控えさせていただきたい
と思います。

○2番（井藤はづき君） では、この協議会の立ち上げなど、そういったところには何かかか
わっていかれるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

協議会に、基本的には地域住民、区長とか、そういう方が中心になると思いますけれども、そのあたりを、進行役とか、そういう形で町は入っていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 積極的にかかわっていかれるということで安心しました。協議会と民間団体といろいろ定住支援とか地域おこし協力隊とか、いろんなツールを活用しながら、移住促進における空き家対策を進めていっていただきたいんですけども、空き家の家主は、これまで何年も空き家だったところをいきなり活用しませんかと言われても、そうすぐに前向きになれる方というのは少ないのかなと思うので、一つひとつ寄り添いながら、地道に根気強く課題解決に向けて一緒に取り組んでいく必要があると思いますので、諦めずにしっかりと寄り添って課題解決のために道筋を示してあげてほしいなと思います。

今まで眠っていた空き家が、これから改修されて新しい方を迎え入れる。そしてまちづくりにも寄与していく、そんな未来像を描いているとすごくワクワクすると思いますし、そういった活動にいろいろな方がかかわって取り組んでいくというのは、町とかその地域の活気が出てくることにもつながってくると思いますけれども、これからの移住促進における空き家対策について、町長、どのような思いを持たれているのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 当初より調査から入ってここまでまいったところであります。この108件をいかに有効活用できるか。平坦地区でも108件家を建てようと思ったら相当労力も要るしお金もかかってきます。しかしながら、中山間地域にはその労力は投じて、金額的にはそんなにない金額で眠っているわけです。これを有効活用できるように、これから今言われたような形で支援してまいりたいということともに、私町長になって当初、どうにか中山間地域にDASH村を造りたいということを口に、いろいろと話ししていたんですけども、このDASH村を造りたいという夢が、この頃、事業で少しずつ前向きにできるのではないかというワクワク感もありますので。しかしながら、これには地域住民の方々の協力なしにはできません。また、町、地域住民、それをつなぐコーディネーターの方も必要になってきます。皆で協力し合いながら、ワクワクすることを行っていきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） では、ちょっと視点が変わるんですけども、その108件の中に、もう住めないというところとか、あるいは土砂災害の危険があるとか、そういう空き家もあるのではないかなと思うんですが、そういったところはどうされますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この108件の内訳を申したいと思います。まず、手をかけずに済むものはもうすぐにも利用可能という空き家は、中山間地域では1件だけです。それと、若干の改修ですぐ利用が可能という空き家が28件です。そして、住居するには大幅な改修が必要という空き家が46件、そして、家屋に傾きがあつて倒壊の危険性がある空き家が28件、外観だけでは確認できなかった空き家が5件で、トータルで108件といたしますか、あります。今の井藤議員の言われた、特に家屋に傾きがあり倒壊の危険性がある空き家、これに関しましては、今後地権者、所有者に解体を勧めるような形でいきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） そういうところもあるだろうなというところを頭に入れておきながら進めないと、この108件全部が全部活用できるわけではないだろうなというのは忘れないようにしておきたいなとは思いました。

はい。では、今日の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで、午後1時まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後1時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 6番議員の増田です。

私はこれまで、御船町都市計画について幾度か質問してまいりました。地域に合った都市計画というものは、国・県・町それぞれの立場からの要望がさまざまな形になって具現化され、日々更新、実行されていくものだと考えています。住民は、計画自体をよっぽど意識していなかったりしなければ、何年にも及ぶ工事を意識しないまま、知らなかったと感じている方も多いようです。

このような中、我々町議会議員は幾度となく質問を繰り返すことによって、ステークホルダーである町民に対して町の現状をお知らせするという重要な役割も持っていると感じ

ております。

町では都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針として、御船町都市計画マスタープランを策定し、昨年、令和2年3月に改定して、町のホームページで概要版、全体版を公表しています。このマスタープランは意見交換会、住民説明会、パブリックコメントなどの手順を経て計画されてきたものです。今回、昨年に続き御船町都市計画マスタープランについて質問をし、御船町の計画について確認したいと思います。

再質問並びに次項以降の質問については、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の1、御船町マスタープラン改定についてについて、お答えをいたします。

令和2年3月に御船町の都市計画の基本方針である御船町都市計画マスタープランを改定し、おおむね20年後の都市計画区域内のまちづくりを進めるための指針としております。また、令和元年12月策定の第6期御船町総合計画に併せ、「みんながわくわくする御船町」を都市づくりの将来像と掲げ、将来の都市構造や土地利用及び市街地整備の方針などを定め、秩序ある都市づくりを目指すものとしています。

このマスタープランの実現には、共働きの考え方にに基づき、町民、団体、企業等と行政が互いに理解し合い、それぞれ役割を担いながら取り組む必要があります。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） そこで、まず第1問ですけれども、都市計画マスタープランについて、令和元年10月15日に地域別の意見交換会として、御船町都市計画マスタープラン改定に向けた滝尾地区での説明会というものが開催され、これは前回も質問したんですけれども、なかなか町民の参加も少なかったもので、一人二人だったかなと覚えていますけど、令和2年7月30日には都市計画区域マスタープラン改定に係る住民説明会、さらに令和3年2月4日には御船町都市計画区域マスタープラン改定原案に関する公聴会が開催され、令和3年3月1日の回覧板で確認したんですが、熊本県は2月24日から3月10日までに、御船町都市計画区域マスタープラン改定原案に関する意見聴取会、意見を提出するようという公表がされています。

ここで明確にしておきたいんですが、町と県、それぞれの言葉にマスタープランが入っていてわかりにくいんですが、「都市計画」は町のもので、「都市計画区域」マスタープラ

ン、区域が付いていたら、それは県という認識でよろしかったでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、増田議員が認識されたとおり、その解釈で間違いはありません。町の都市計画マスタープランにおいても、地域別の意見交換会、パブリックコメントに加えて、庁外の検討委員会で計画に対する意見聴取を済ませております。

○6番（増田安至君） 3月1日の回覧板で回ってきたときに、意見聴取が2月24日から3月10日までという書き方だったので、一般の町民の立場からすると、なかなか県のプランに意見なんて言うのは出しにくいなのというのが正直なところ思ったところです。町をそれから調べてみたら、町はもう去年までに終わって、去年の3月までに終わって4月から新しく始めたということなので、そのマスタープラン、御船町のマスタープランについて、聞いていこうかなと思っています。

非常にわかりにくいところからのスタートだったので、前置きが長くなったのですが、非常に町と県というのが、一般のですよ、よっぽど法律の勉強とかしとけば、区域とか何とかが付いている付いてないとか、準工業地域とか書いてあってわかりやすかったりにくかったりするんですけど、その辺、今後勘違いしないように、もし御船町の広報とかを出されるときに、町あるいは県のとか、その辺はわかりやすい何か工夫をお願いできればと思うんですけども、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員が言われたとおり、県が策定したマスタープランなのか、町が策定したマスタープランなのか、はっきりとわかるような表記、区別をして今後広報していきたいと考えております。

○6番（増田安至君） 広報の仕方では、町なのか県なのかわからなくて、どういう形で書いていいのかわからないというのが正直なところだったので、なかなか県も大変だと思います。5年前にあった地震からいろいろやりながらの途中経過のマスタープランの計画だったのでやりにくいことではしょうけど、2月24日から3月10日までに意見あたりを出しなさいと言われても、いきなりはなかなか厳しいのかなと思うところです。

そういうところで、令和2年4月から始動した御船町の都市計画マスタープランは、時系列によると、これまでの経緯というのが自分の中でなかなか整理できなかったもので、町あるいは県、それぞれマスタープランの経緯について教えていただけますか。

○建設課長（野口壮一君） まず、御船町都市計画マスタープランの経緯について説明をいたします。平成30年度に住民の意向調査を実施しました。令和元年度にかけて分析、まとめ

を行い、御船町都市計画審議会へ報告をしております。同じく、令和元年度に都市計画区域内の地域別懇談会を踏まえた地域別構想、基本構想それから全体構想案などについて、外部の方々に組織をするマスタープラン改定検討委員会を開催しまして、いただいた意見をこのプランの中に反映をしております。その後、パブリックコメント手続を取り、令和2年3月に御船町都市計画審議会へ諮り、議会への説明を経て、2年をかけて、20年後の町の将来像を見据えて改定を行っております。

次に、町の都市計画マスタープランの上位計画として、熊本県の御船都市計画区域マスタープランが存在します。現行の熊本県の区域マスタープランは平成16年3月に策定がされており、御船町の都市計画マスタープランが先行する形で改定作業を終えております。県が策定する区域マスタープランは、現在平成30年度から今年度までの3カ年で計画書の改定作業をされており、町民の意見を徴集するために、町民や町組織機関から選出された委員で構成する検討委員会を3回、住民説明会を昨年7月に1回、公聴会を今年の2月に開催されております。本年2月24日から3月10日までは改定案の10案が行われ、3月23日に開催される熊本県都市計画審議会で承認された後に、都市計画決定の告示がなされるということになっております。

○6番（増田安至君） なかなか頭の中で整理して聞いてまとめていくのは大変だったのですが、都市計画マスタープラン、これに御船町の部分はこういう経過で流れていったということを書いてあるので、県もそれに当てはめながらイメージしていったんですけど、なかなか県もタイトなスケジュールで大変だったというのが正直なところなんですけれども。5年前に熊本地震があって、県全体の復旧・復興を進めながら、3年前から御船町の区域マスタープランを県も同時進行でやってきたと。1年前に御船町は早かったけどでき上がって、去年から公表してスタートしたという流れですね。

1年前倒しで発表することになったわけですが、本当に、かなりタイトなスケジュールの中で町も県も大変だったでしょうけれども、これって、どちらが早く公表しても影響を受けることがあったりなかったり、逆に町の住民からすると、「何か、町が先に去年やっちゃったよ」と、今年また県からって、何か同時に発表するからこそ意味があって、何か歩調が合わないような気がしたんですけど、僕だけでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 御船町のマスタープランの改定は、初期の段階から熊本県との協

議を重ね、逸脱がないように、調整を行いながら改定作業を実施してきました。御船インター周辺の産業集積拠点を早期に確立させることも含め、町が先行した手続をとった次第であります。

○6番（増田安至君） それぞれ意見調整をやりながらやってきたということですね。あその、今度のコストコ周辺は準工業地域だったですかね、指定されて、とにかく急いで計画をまとめたということで、3月末までに開業、本当によかったなと思うんですけども。

そのような中、昨年4月からスタートした御船町の都市計画マスタープランについて、恐らく1年経ったところで、ある程度評価できるかなという点とか、この辺はできなかったのかなという点についてあると思うんですけども、執行部から何か感想なり何なりあればお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 町の都市計画マスタープランは上位計画に即して策定する必要があります。評価できる点として、先ほども申しましたように、熊本県とは内容について幾度と協議を重ねていき、町の会議にもオブザーバーとして熊本県から当初から参加をいただいております。方針にそごが発生しないよう調整の上改定をしております。

また、県より先行したものとなりましたが、御船インター周辺への企業誘致の手続がスムーズに整ったことではないかと思っております。

次に、反省点と申しますか、改定前のマスタープランについての検証が不十分な部分がありました。今回改定したマスタープランの進行管理について、総合計画の検証と併せて行っていきたいと考えております。

○6番（増田安至君） このマスタープランの中身を見ていたら、56ページ、57ページにあるように、住民の意向調査の結果も踏まえれば、国道443・445号を中心とした発展形をたどりながら、それぞれの地域、地区で発展していけるようなことを望むというのが町民からの大方の意見かなと思って拝見しました。これからの農地あるいは森林のあり方などについても、町民からの意見が十分載せられているので、その後の検証をまたやっていただいて、次に生かせるらしいのかなと思っています。

その意味での総合計画というのがきっちり上にあって、このマスタープランということだと思います。

こういうマスタープランというのは、もちろん国があって県があって町があるのでしょうけれども、それぞれ上益城郡内の5町村あると思うんですけども、他の5町村と比較

したときに、周辺自治体との比較による地域特性というのが何かあれば教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 御船町は、山間部は吉無田高原などの豊かな自然環境に恵まれ、平坦部は古くから交通の要所として発展をしてきています。御船町の特筆すべき点として、総合計画にもありますとおり、九州縦貫自動車道御船 I C、九州中央自動車道小池高山 I C、上野吉無田 I C の 3 つのインターチェンジを平坦部と山間部のそれぞれに有していることが挙げられます。

町の都市計画マスタープランでは、インターチェンジ周辺を産業振興拠点として位置づけております。周辺の自然、田園環境及び住環境との調和に配慮しつつ、それぞれの地域特性を生かした産業集積を図ることとしております。上益城郡の郡内の抱える問題は同様と思われます。今後も人口減少の抑制、公共の福祉を住民が享受できるよう、地域の発展に努めてまいります。

○6番（増田安至君） 上益城全体が人口減少で、特に20年、25年後には御船町も1万2,000人台に減るということが、このマスタープランにも掲げてあるとおりですけれども。人口減少があつて、今回みたいにコロナウイルスとかいろいろあつて、なかなか人口が増えるようなことは難しいので、くい止めるというか、減少を減らすぐらいのつもりでかかっているなと思うんですけれども。

上益城の中心として、合同庁舎もあるし、いろいろな形で町の5町の中でも中心的に形を發展させていきたいところなんですけれども。御船町オリジナルの計画という部分で何か特徴的なものがあれば、課長のイメージもお聞かせください。

○建設課長（野口壮一君） 先ほども述べましたように、古くから交通の要所として發展してきた御船町です。国道バイパス開通、九州中央自動車道整備などにより、新たな2つのインターチェンジを活用し、広域交流拠点としての新たな軌道が整っております。今後、企業誘致や交流拠点の場を整え、未来に羽ばたく活力あるまちづくりを進めることが必要です。

最大限、その特長を生かし、おおむね20年後のまちづくりを目指してまいります。

○6番（増田安至君） おおむね20年後の、ちょっと自分が勘違いしとって、コンパクトシティ、コンパクトシティと小さなまちづくりと思っていたら、そうではなくて、それぞれのインターチェンジを利用した国道443・445号をうまく活用しながら、町全体がうまく發展していけるような形を取りたいというイメージでよろしいですね。中長期的に町全体が住

みよい、そしてわくわくする御船町になればいいなというところですけども、16年前の都市計画、用途地域地図によると、ドラッグストアモリそしてa uが今ありますか。そのa uの交差点ですけど、いまだに三差路のままで、ライオンズクラブとか、あの辺に立っていつも誘導しているところなんですけど。非常に交通量も多いということが1つと、危険じゃないかなというか、距離が長すぎて、渡るのに子供たちは結構走っていかないと危ないようなところもあります。

私は滝尾なんですけど、滝尾の方面から来ると、今度は1回あそこで右折して、そしてドラッグストアモリの前から左折して国道445号に出ていくという流れになるんですけど、一手間かかるような気がしています。今後、四差路の交差点化が、16年前の都市計画の地図には載っていたので、そのまま、そういう要望が地元の区長からも出ているんですけども。その辺を、県の改定も踏まえて、今後の計画策定について、県への要望なり何なり、どうでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 議員御指摘の箇所の四差路の交差点については、以前から計画には掲載がされています。これから専門的な見地も踏まえ、工事の可能性を県に要望をしてまいります。地元区長からの多くの要望があるということもお聞きしまして、計画が要らないのではなく、滝尾方面からの非常時の交通手段としても必要な道路として県とも今後協議をしていく考えであります。

○6番（増田安至君） ぜひ、これは令和2年7月30日だったですか、区域マスタープランの住民説明会のときにも県には要望として手を挙げて言った覚えがあるんですけども、ぜひ、こちらもまた完成していけば、また御船町の少し広がりというか、また進展していくのかなと思います。1つの、今、日本全国が国土強靱化計画などといって、やはり主流の1本だけではなくて、伏線も1本作るとか、そういう形を作っている途中だと思うので、ぜひ、県にもよろしく町長、お願いします。

そこで、いろいろ土地のお話を聞いてきたので、関連ですけども、数年前に滝尾地区で中山間地域の整備事業というものがあって、私もずっと参加をしてきたんですけど、黒谷とか六反田とか、茶業試験場の下の地域とかに圃場整備事業というのが計画されて、途中経過で何回か会議にも参加してきました。その後、どうも頓挫したのかなというところなんですけど。どうしてその計画がなくなったのかなと、その辺お答えをお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

当地区では、事業化に向け計画当初より協議が繰り返されてきておりました。中山間地域総合整備事業、こちらは農政事業になりますけれども、権利の移動を伴う事業でありまして、当地区では相続未登記、また相続困難な土地がありまして、事業化ができなかったという状況になっております。

○6番（増田安至君） 今日の前中の質問のときにもそうだったんですけど、権利とか相続というのはすごく大事なキーワードになってくるんだなと思ひまして、特に伺ったんですけども。御先祖様からいただいた大切な土地、相続がなされないまま放置されてきた結果ということで、土地というのは所有権の移転が相続登記されていないと、次に、今話したような圃場整備事業とか道路を通すぞという滝尾地区の計画とかがなかなかうまくいかないのだなということが理解できました。

最近天災、災害というのは非常に規模も大きくて、予想を上回ることが多いと感じております。地震や水害などに対して緊急対応道路としても国道445号あるいは国道443号の辺田見から滝尾そして矢筈方面へ抜ける道路というのも大切になってくるのかなと思うし、マミコウロードも今度4月から町道へ昇格しメンテナンスも向上していくものと思いますので、その点も踏まえて、よろしく願いしておきます。

最後に、人口減少時代を見据えた今後の未来予想図について、町長の描く方向性というものをお聞かせいただきたいなと思ひます。

○町長（藤木正幸君） 今回、町都市計画マスタープランの改定に当たり、各種資料を参考に、都市構造の分析を行ってまいりました。2015年から2040年にかけて町内全地域で人口密度は低下する見込みとなっております。高齢化率につきましても、一部の地域を除き、町内のほぼ全域で進展すると見込んでおります。それ以外にも、インフラの老朽化や厳しい財政状況などといった社会情勢の変化にも、さまざまな問題が顕在していることを示しております。

そういったものを踏まえますと、昨日の集約連携型の都市づくりの必要性について考え、検討していく必要があると認識しているところです。現在、熊本県が改定途中の区域マスタープランにおきましても、都市づくりの基本目標として、自然や田園と共存し、安全で安心して暮らせるエココンパクトな都市づくりを目指すとされております。国の方針にもありますが、町独自のエココンパクトなまちづくりを検討しながら進めていきたいと考えております。

今回改定したマスタープランは第6期御船町総合計画に合わせ、「みんながわくわくする御船町」を都市づくりの将来像と掲げています。将来の世代にわたって、持続可能なまちづくりを目指していきたいと思っております。やはり最近は私のほうも、スモール鳥栖というような言葉を使わせていただいております。九州の横軸の鳥栖と同じように縦軸において、この御船町にも交通の拠点としてまちづくりをしていきたいと思っております。

また、インターを下りてしまえばV字計画を立てて、やはり町を回遊する、そういった仕組みづくりを、共に持っていききたいと思っております。コンパクトなまちづくりとともに、対して発展的な交通網を生かしたまちづくり、両面を考えて、今後頑張っていきたいと思っております。

○6番（増田安至君） 御船インター周辺の準工業地域の指定によって始まったマスタープランで、御船町が少しでも100万人なり何なり、ぜひコストコにいらっしゃることを期待しながら、回遊してくる回遊人口を増やそうという流れで、小池高山のインターチェンジのほうも含めてまた発展していけることを願っています。

そういう中で、昨年から森林経営管理制度に関して、森林環境税というのが実際取り入れられて、なかなか気づかないところで税金として引かれていくわけですが、森林経営管理制度についての会議というのが昨年からずっとあっているもので、それに一緒に参加しております。それに出ている中で、非常にうまくいっています。公益的な機能を発揮、森林整備事業ということで、かなり荒れた山林が伐採されて、きれいな山林に生まれ変わってきているというのを、今年もまた計画どおりにやられていくと思っています。

このような中、エココンパクトで素晴らしいまちづくりを目指していくという町長の言葉にあったように、ぜひこれを再生可能エネルギーに何か使えないかなというのをいつも思っていて、そこで、2番目の再生可能エネルギーへの取組みについてということの質問に変えていきます。

再生可能エネルギーへの取組み、町長から何かございますか。お願いします。

○町長（藤木正幸君） 質問2の再生可能エネルギーへの取組みについて、お答え申し上げます。

再生可能エネルギーへの取組みについてですが、再生可能エネルギーとは太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスといった温室効果ガスを排出せず、エネルギー源として永久的に利用できると思われるエネルギーのことです。近年、世界各国で災害をもた

らす異状気象の発生は、地球温暖化が要因と言われております。国は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの増加により豪雨災害の頻発化、激甚化が予想される状況について気候危機との認識を示しております。

この状況に対処すべく、本町を含む熊本連携中枢都市圏18の市町村共同で2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標とする宣言をいたしました。本町は脱炭素化社会の実現に向け、林地残滓等の地域特性を生かした温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの活用を推進してまいります。

その他個別質問については、担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） なかなかいろいろな計画があつて大変なんですけど、マスタープランとかで地図上で見るとおわかりかと思うんですけども、3分の2以上が山林で、かなり複雑な地域の御船町で、しかも道路も、先ほど言っていたいただいた所有権もはっきりしないような土地が結構あつて、その資源を生かさないわけには、もったいないなという気持ちがあつての質問なんですけれども、今町長の答弁にありましたように、災害などへの対処として十分それに対応していきますということなんですけど、発電に利用されているところが、荒尾は5,000キロワット2基ですか、八代では5,000キロワットなんですけど、3年後に7.5万キロ、7万5,000キロワットまでアップするとかいうことらしいので、非常に興味があつて、御船町の竹林あるいは木材等をどうにか利用できないかなと思つているところなんですけれども。

これは、環境保全課長に聞きます。国でも注目されている再生可能エネルギーというのは、今町長のお話にもあつたんですけど、何でしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、再生可能エネルギー、簡単に申しますと太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他自然界に存在する熱バイオマス等が挙げられます。2009年7月1日に制定されたエネルギー供給事業による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律においては、再生可能エネルギーについて、太陽光、風力、その他の非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永久的に利用できるものと認められているものを政令で定めたものであります。

○6番（増田安至君） なかなか言葉が回りにくいぐらい大変なことなんですけれども、要はカーボンゼロで行きましょうというのを法律で決めて、今後なるべく使えるものは使って、

発電、電気にシフトして行きましょうという、化石燃料を使わずに行きましょうということなのだと思えます。これは環境保全課、水道環境だけではなくて、町全体の取組みとして十分空き家対策、今日午前中にあったようなことで、人も来てみたい。そのためにも、中山間地域を利用した事業というのはとても大事なことになっていくのかなと、特にカーボンゼロになればなるほど、御船町は資源として持っているのです。その資源を活用するために、今後御船町として、その取組みは何か考えられているとか検討されたことはありますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

再生可能エネルギーの取組みは、国の施策であるため、地球温暖化対策計画に位置づけられており、町だけでは限界もあるため、熊本中枢都市圏18市町村一体となって取り組むことが効果的と考えております。

具体的には、圏域内における再生可能エネルギー資源との地域とエネルギー消費が大きい地域との融通を通じて需要調整ができるような圏域での再生可能エネルギーの活用と、地域循環の仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

○6番（増田安至君） 中枢都市圏18市町村というのが一体となって、今後共有しながらやり繰りをやっていくということでもいいんですね。御船町としての取組みは、ぱっと見たく、カルチャーセンターの上に太陽光を設置したり、いろいろと発電をされているという努力もされているということになんですけど。先ほど言ったように、せっかくある資源である木とか竹、竹は特にですけどね。そういうものを利用できるような形になっていけば、1つの、また次の計画に織り込んでいけるのかなと思えます。

そういうのもぜひ願っているところなんですけど。なにせ、先ほど農業振興課の井上課長からあったように、所有権の明確化それと登記です。業者は買いたいということなんです。御船町にも数社いらっちゃって、話の中で聞いていくんですけども、先日、山鹿の木場木材というところに研修というか、視察に行っていました。木場さんは読売新聞に毎週「木の買い取りをします」ということで、いつも載せられている方なんですけれども、非常に大きな規模でウッドチップというのを製造販売されて、丸太の解体とか買い取り、山林の整備、薪の製造販売などというのも手掛けられているところです。

この方のところに行って、実際、間伐したり、その木をどうやってさばいているのかというのを質問してきました。先ほど言ったように、要は十條製紙とか、八代のほうに納め

るチップもありますけど、最近は発電用にやるということで、販売もやられているみたいです。24時間休みなく機械を動かして、チップ材を作っているらしいです。どうやったら経営がなり立つのという話をしたときには、経営はまたいつか改めてお話しすればいいんですけども、要は経営計画をちゃんとして、トン当たり6,000円から7,000円ぐらいで販売できていくことが重要だということと言われたのが印象的だったということと、所有権の問題と、山には道路を造ってやるということ。そこにもものすごく力を込められて言われていたんですけども。生産性を向上すれば必ず要はペイできるので、皆さんも話ののってこられますよということ言われていました。

非常に興味ある話なので、ここでは割愛しますけれども、そういう先進的な取組みをされている会社もあるぐらいなので、そういう取組みをすること自体に、国からの補助金とか何とかは、そういう会社に対して何かありますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

国からの補助金ですが、現段階では活用されておられません。

○6番（増田安至君） 国主導では、まだ今のところないと。森林環境税で税金を取ったので、さしあたって配分されていく部分は、今やっている森林経営管理化ということで、意欲のある林業経営体に対しての補助があるだけぐらいで、それを活用した、発電に生かそうという部分は今のところまだないということですね。

今言った、公的機能発揮森林整備事業について、さまざまな税金を、森林環境税の利用をさまざまな視点から取り組んで、御船町は先進的に取り組まれているわけですけど、林業経営者に適した森林は、その会社があるいは所有者が売ってお金に換えていけばいいと。林業経営に適さない森林を今回御船町が中心になってやっている管理者制度にお願いして、伐採しているということなんですけど、伐採した後の木は、切ったまま、そのまま放置しておかなければいかんということですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

増田議員が今言われたように、放置というか、集積して置いておくという形になります。

○6番（増田安至君） 切り捨て間伐ということで、放置なんですけど。これを提案です。これから先、御船町の資源を利用して発電とかいろいろやっていく上で、切り捨て間伐だけで終わるのではなくて、例えば時期を決めて、1年後、2年後に搬出をできるのであれば、なかなかそれに適さない森林を間伐切り捨てされているんでしょうけど、ぜひこういう会

社もありますので、そういう会社を使ってチップなり発電なりに使っていけたら、また御船町の次の産業育成にもつながるのかなという思いからの質問です。

御船町独自の取組みとしては、今のところ補助制度も国からはないということで、なかなか取組みは今のところないんですけれども、今後、どうでしょう。総務課の藤野課長、町独自の取組みなり何なり、考えつくところ、あるいはこうやったらいいのではないかなとかいうのがもしあれば、お知らせください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

特に町独自の現在の取組みというのはまだ進んではおりません。先ほど町長からの答弁にもありましたように、御船町は熊本連携中枢都市圏において、2050年ゼロカーボンシティを表明しております。これは国の動きですけれども、環境省も現在これを表明した自治体にはさまざまな支援を今検討しているところであります。その中で実際の取組みをサポートする体制も国が今整えられているというところになります。

特に内容につきましては、地産地消を想定した再生可能エネルギーの導入拡大、これは必須だと国も考えられるところであります。

この問題に関しましては、今後御船町が取り組んでいく重要な課題ととらえております。町としましても、国の情報また動向を見ながら、全庁一体となって関係機関また民間事業者との連携あたりも連携しながら、地域循環型の仕組みを構築しながら、この課題解決に取り組んでいきたいと思っております。

○6番（増田安至君） ぜひやってほしいなど。どっちみち25年後には1万2,000人台にまで落ちますよという予測までできていて何もしないではないので、では御船町に何があるのだろうか。空き家は増えます。そこの活用は、先ほど質問があったように。これから先は資源があります。どうしようと考えたときに、エネルギーシフトが新しい社会経済を作るということで、中小企業の応援で、今いろいろ取組みが紹介されていますので、そういったところを支援していく1つとして御船町があると、素晴らしいのではないかなと思いますので、しっかり頑張って、一緒に手をつないで頑張っていきたいと思えます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより2時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○11番（藤川博和君） 議席番号11番、藤川です。通告していました件について質問します。

環境・衛生問題の町の対応について。近年、辺田見山周辺では、数カ所で内水氾濫が発生しています。昨年、環境保全課において、町内の内水氾濫地区の排水路への水量調査が行われましたが、その調査結果を踏まえた内水氾濫対策について質問します。

また、東禅寺地区では、騒音・震動などの環境問題も発生しています。それらの対策についても質問いたします。

あとの質問は質問席にていたします。

○町長（藤木正幸君） 藤川議員の環境・衛生問題の町の対応について、お答えいたします。

昨今の異状気象による豪雨は、これまでの想定を超えた降雨をもたらしています。本町でも昨年7月の豪雨で家屋の床上・床下浸水の報告はなかったものの、役場周辺の国道等で冠水が見受けられました。本町では、令和2年3月から役場周辺及び滝川地区等の降雨時の現地調査及び内水解析を実施しました。今後は雨水管理総合計画を策定し検討・対策を行ってまいります。また、東禅寺地区での岩石採取計画については、採石法33条の認可基準に基づき、熊本県が認可をしています。

認可を受けた事業者が岩石採取を行う際、災害や騒音、粉塵などの事象が発生した場合については、採石法並びに騒音規制法、そのほか関係法令に基づき、認可者である熊本県と連携して、適切に対応をしてまいります。

その他、個別の質問については、担当課長より答弁させます。

○11番（藤川博和君） 地元の辺田見山周辺で発生している環境問題について質問します。

ふれあい広場周辺では、大雨ごとにおける内水氾濫の要因として、辺田見山周辺開発により農地の減少、結果的に大雨ごとに辺田見山からの流水をためる農地がなくなり、結果的に大雨ごとに辺田見山からの流水によってためるところがなく、ふれあい広場周辺が遊水になるとなっておりますが、この遊水になるのは、どれぐらいの雨量が降れば遊水池に

なるようなあれですか、調査された結果は。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今回の雨水調査では時間雨量最大55ミリの5年確率でシミュレーションを実施した結果、ふれあい広場周辺においては、上流の田んぼ付近で一部冠水が見受けられました。しかしながら、雨の時間的、地域的な降り方など、周辺のさまざまな要因があることから、水がたまり出す雨量を位置的に見いだすということは容易ではない状況にあります。

○11番（藤川博和君） 今回の課長の答弁では55ミリの雨量の計算だったですね。この場合は、あんまりふれあい広場にはたまらないという回答だったと思うけれども、私が質問したのは何ミリ雨量があった場合、そういう遊水池になる現象が起きるか、そういうシミュレーションはやっておらんとですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この55ミリというのは、想定ではありますが、55ミリまでは、今の断面、水路の断面ではまだたまり出すまではいかないということです。これは、10年確率になるともうちょっと大きい数字になりますが、そこになると今の断面ではもてないというか、小さすぎますので、たまる可能性は十分あるという問題です。

○11番（藤川博和君） 私の質問は何ミリ降れば、あのあたりが遊水池になるかと。具体的に何ミリ以上降れば、大雨が降れば、あの一帯は遊水池になるということを教えてください。

○環境保全課長（緒方良成君） 先ほど言いましたのはシミュレーションですので、実際に、降り方にもよります。これは1日の時間雨量の最大雨量、そして時間的な雨量にもなりますので、一時的に、では1時間雨量が何ミリ降ればここにたまり出すというのを見いだすということは、これは非常に困難なものであります。ただ、先ほど言いましたように、55ミリというのは確かに今の断面ではもてるというか、流れるんですが、一部というのが、ふれあい広場の上流というのが、断面が非常に小さいところがあります。ここについては、これは断面が小さいものですから、これはたまる可能性というのは十分あるというものです。

○11番（藤川博和君） 私は、天気予報で言う、要は時間雨量100ミリ、それ以上降った場合は、あのあたりは浸水するという、そういうのを聞きたいとですよ。そういうシミュレーションはやりましたかということです。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、想定で行っております。5年確率という、5年に一度の大雨が降った確率において、この55ミリというので想定をしておりますので、これが55ミリというのが基本になってまいります。

○11番（藤川博和君） この55ミリという、この目安ですよ。これは何か統一された55ミリの雨量ですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

5年確率の55ミリというのは、5年に一度雨が降るであろうと想定雨量であります。

○11番（藤川博和君） 5年に一度55ミリと、毎年100ミリ以上降りよすよ。違いますか。要は去年も、大雨の場合は100ミリ以上降ったからあそこが遊水池になったんですよ。だから、そういうシミュレーションをやってから、大体あのときの面積をいろいろすれば、大体100ミリ以上降れば、あのあたりが遊水池になるような仕組みですよ、今のところは。だから、何ミリ以上降った場合にそういう遊水池になるからということで災害対策を行うような、その雨の雨量を知りたいとです。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

実際に雨が降ったということで、この検証をしたというものではありません。あくまでも想定ということで検証をしております。実際に100ミリ降ったという、実際の雨量を当てはめて断面を計算するとか、そういうものをしたというものではありません。

○11番（藤川博和君） 何か言うのがおかしかですね。要は面積がわかって、雨量は雨が降った雨量水を計算すれば、大体わかるでしょう。そうすると、去年の大雨のときはどれだけあそこのふれあい広場の周辺は被害はありましたかね。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この冠水につきましては、先ほど申し上げましたように、ふれあい広場の上流です。農地との接続のところになりますが、その一部で、ここが水路の断面が非常に小さいために田んぼ付近に冠水が見られたというものです。

○11番（藤川博和君） 総務課長、昨年あのあたりで浸水被害はありましたか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

浸水被害ということはありませんが、冠水はしたということになります。

○11番（藤川博和君） 今、総務課長が言われたとおり、要は、田んぼの被害でなくて住宅の被害も出ているとですよ。だから、今言われた、シンボルロードの暗渠、あれが1つの

また水害の要因になりはせんかなと思うんです。あの暗渠の大きさは、大体どれだけの排水を、平時です、もう何も無いときにはどのくらいの排水がありますか。あの暗渠です。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

シンボルロードの暗渠につきましては、毎秒9.7立方メートルの排水ができるというものです。

○11番（藤川博和君） その毎秒9.7が排水できるという暗渠ですね。そのとき、その暗渠を、何も無いときに、どれだけの雨量が降ったときには、冠水がポンポン流れてきますか、目抜井手のほうには。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これもシミュレーションを行った結果なんですけど、時間雨量最大55ミリのシミュレーションを行った結果、シンボルロードの暗渠排水が毎秒5.4立方メートルの流入があると想定されます。排水量が最大毎秒9.7ですので、計算上では今の暗渠、水路は流れるということになります。しかしながら、雨が、ふれあい広場の上流に冠水が見られてはいます。上流の狭いところや下流の御船高校付近、ここには水路に堰とか落差といった、そういう構造物がありますので、勾配が緩やかなために流れにくいという状況にはなっております。

○11番（藤川博和君） 私は地形を聞いたのではなかつです。要は、天気予報で何ミリ以上降った場合は、あそこが冠水するかということです。流れきらんかと。それによっていろいろ対応はできるとでしょう。だから、暗渠は9.7立方メートルが何ミリ以上降れば、あそこ暗渠が詰まるということでしょう。あの上の、上流の排水が流れきらなくて。そういうシミュレーションはできているかと思うて聞いたんです。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは、暗渠だけを考えたシミュレーションというのは、これは行っておりません。水路全体を考えたシミュレーションになっておりますので、この暗渠が詰まるというのは、この原因としては、下流域に先ほど申しましたように、堰とか頭首工という、そういうのがありますので、そういうのが一因となって暗渠が詰まるというか、流れにくいという状況にはなっております。

○11番（藤川博和君） 今課長は、水路関係を言われましたけれども、その上のふれあい広場の上流の水路は最終的にはどこに集まってきますか。集まって、それからどこに出ていきますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

上流の水路からふれあい広場を通過して、高校の横からスポーツセンターのほうに流れまして、最終的には目抜井手を通過して、矢形川のほうに流れていくというものです。

○11番（藤川博和君） 私が言うた質問は、ふれあい広場の水路は、要ははっきり言ったら暗渠に集まってくるとでしょう。要はこれを聞きたいわけです。ほかにはけ口はあるならいいですよ。あの水は暗渠を通らないと下の下流の目抜井手までは行かないとでしょう。だからそこを、例えばそこを大きくすれば、ある程度上のほう、ふれあい広場の遊水あたりはなくなりますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

ただ、暗渠だけを大きくしても、その前後の、特に下流の側の、これは水路を改修しなければ、一体的な改修をしなければ、暗渠だけで流れがスムーズになるという問題ではございません。

○11番（藤川博和君） 言われるとおり、暗渠を扱うのは大事です、これは。だから、暗渠をそのままにして、そしていかに上のふれあい広場の遊水池をなくすかということを考えるに、やはり大雨のときは結構辺田見からの流れは多いから、一応先ほど言いましたように、土地開発によって相当の農地が減ってしまっているですね。だから、要はためる場所がないと思うのです。どうか、そういうためる調整池を設けてから、そこから徐々に排水していくならば、若干、ふれあい広場の遊水池も緩和できはしないかと思うんですが、いかがですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今、議員が言われるように、遊水池というのも対策の1つの案であります。特に遊水池をどこに造るかというのが重要になってまいりますので、言われたように、上流で造ればそれだけの水を下流に流す量がカットできますので、これは非常に効果があるとは考えています。

○11番（藤川博和君） なるべく冠水しないように、今、御船町の問題としては内水氾濫の件が相当どこそこが問題になっておりますので、これは都市開発で仕方ないあれと思うのです、内水氾濫が起きるのは。それをいかに解決するかが今からの問題と思うのです。特に町内でもいろいろあります。御船川にはある程度流しができるなら、これはできんものだからですね。矢形川だけの治水対策だから、そういう対策を今後やられて、町には水の被

害が出ないようにお願いいたします。

次に、東禅寺町営住宅周辺の、これも内水氾濫です。これは大雨ごとに、いつも辺田見山の水が、東禅寺のお寺からの水がものすごくひどくて、すぐに町営住宅が床下浸水になります。この要因としては、山から来た水が、滝のように来たのを排水する側溝が小さいと思うわけです。これは私も十何年ぐらいずっと懸案にしておりますけれども、こういう排水の問題を一応住宅課としてはどのような環境、対策を考えておられますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

議員御指摘のとおり、東禅寺住宅におきましては、大雨のたびに辺田見山からの流水が敷地内の排水路に流れ込んでいる状況にあります。昭和41年から昭和42年にかけて整備をされました古い住宅で、排水路も小さく浅いため、これまでも敷地内へ越水による浸水を防ぐために、排水路の嵩上げや土のう積み等により対応してきたところであります。今後、梅雨時期を前に早目の土のうの配置等の対応を行っていきたいと思っています。

○11番（藤川博和君） 大雨ごとに、消防の方は大分土のう積みでお世話になっております。まず、これを根本的に住宅のあれを解決するには、排水柵が大体小さいです、昔から造ったあれで。それと、まず側溝が小さくて、そして排水路が直線ではなくて直角が多いとです。こういう構造となっておりますので、だから、大雨のときは側溝を流れるのが、すぐに側溝からあふれてしまうとです。そして、排水が町道にある、町道はちょうど用水になってから、そして1カ所になって、やはり膝上ぐらいまで流れてきますので、それによって通行止めも行われます。この解決策です。どういう対案を持っておられますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

私も現地のほうを見させていただいております。確かに雨水柵等も小さく、排水路は直角になっております。排水路を深く大きくするなど、改善できる点がないかということをもまず検討したいと思っています。

また、東禅寺住宅周辺の排水が1カ所に集まって来る状況になっていて、大雨時はオーバーフローしたものが町道部に流れて、町道部が冠水をしているという状況も認識しております。幸いにも傾斜がありますので、短時間で水が引いている状況にありますが、1カ所に集まってくる水を途中で分散させるなどの手法がないか、今後検討していきたいと思っています。

○11番（藤川博和君） 課長が言われましたとおり、あそこはどこか分岐点で、2本ばかり直

線で流せば大分まとまった雨量も減ってくると思いますので、そうすると冠水も少なくなるとと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、東禅寺地区においては、去年から県の許可を得て採石事業が行われておりますが、県が許可をした経緯です。これは、どういう経緯であそこのところに採石場ができたかです。御説明をお願いします。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

経緯と申しますと、採石を行う事業者が県へ採取計画を申請されまして、認可を受けたものです。その手続の中で、町は意見書を県に提出しているということです。

○11番（藤川博和君） 事業所は熊本の松本建設と書かれておりますが、やはり、それでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） はい、議員がおっしゃるように公表してありますとおり、採取計画の認可を受けた事業者は熊本市の株式会社松本建設でございます。

○11番（藤川博和君） この松本建設は、どういう目的で、あそこにそういう計画書を出されておるとですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 岩石の採取を目的としておりますので、岩石の採取ということになります。

○11番（藤川博和君） 岩石の採取と言われましたが、この採取した岩石はどのように活用されるのですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 今回、その現場で採取された岩石がどのように使われるかというのは承知しておりませんが、当然岩石の採取は、主に販売目的等で行われるものでありますので、実際採取された岩石は、造成などを行うものが使用し、その使用に際し、必要な対価が支払われるものと承知しております。

○11番（藤川博和君） 今、課長は販売されると言っておられますですね。そうなれば、採石した岩石は商品としてみなしてよかったですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 当然、その生業を目的に採取をされるものですので、見る方向では違うと思いますが、商品と、販売に供する岩石という整理になるかと思います。

○11番（藤川博和君） ということは、商品、販売、価値があるもの、品物ですね。これは、どこでその商品を生産されておるのですか、場所は。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

生産という言い方が適切かどうかわかりませんが、今回、岩石の採取を東禅寺の現場で行っておりますので、東禅寺の現場からその岩石が採取されているということになります。

○11番（藤川博和君） その商品化された岩石は、どこで販売されておりますか。販売場所は。

○商工観光課長（鶴野修一君） 今回、販売先にまで採石法の認可は及んでおりませんので、町としては把握をしております。

○11番（藤川博和君） 今、私が言うたのは、採石法は関係ないことです。要は商取引がありよるとでしょう。販売すること。商法です、商業の商です、その法律にかかりはせんですか。どうですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 重ねての説明になりますけれども、当然あの岩石は販売用に供されるものと承知しておりますので、商法等で取り引きがされるものと考えております。

○11番（藤川博和君） 要は、岩石は商取引、それとさっき言いましたように、その場で岩石、商品は生産しとると、そこは生産工場になりますか、どうなりますか、位置的には。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

もちろん、そこから採取をしておりますので、生産という考え方もできるかと考えられますけれども、あくまでも認可を受けて採取をする行為に対して認可をおろしたということで、採取場という整理で考えております。

○11番（藤川博和君） 採石場というのは、県が採石法によっておろしたけど、それ以後は今言うた商的である、販売しているのでしょうか。だから、例えばあそこは、そういう販売する施設を設置はしてない。だから、そういう施設の設備をせんでそういう事業をしている、生産もしているです、販売もしているです。そういう事業所は商工観光課としてはどういう業種として扱っておられるんですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） もちろん、採取をするだけの事業者もおられますでしょうし、一体的に販売まで行われる事業者もおられると承知しておりますので、今回の事業者については採取をされるという業者ということで位置づけております。

○11番（藤川博和君） それはわかっている。だから、あそこの場合は生産と販売を一緒にしよるですね、施設的には。違いますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 今回、この採石法に伴う認可をおろした、県ですけれども、私どもはそれを知り得る立場ではございませんので、お答えはできません。

○11番（藤川博和君） 私が言ったのは、採石法は関係ないとです。それは除外したところで、今現況で行われている商取引です。販売しているでしょう。例えば、養殖場で魚を養殖して、市場でそれを販売する、それと同じですね。だから、どういう施設なくして商売をやるのは、商業になるか、工業になるかです。

○商工観光課長（鶴野修一君） 答弁が正しいかはわかりませんが、その現場で小売等を行っていらっしゃるということは確認できておりません。もちろん重機等を使って搬出をした先で販売行為、商行為が行われているものと承知しております。

○11番（藤川博和君） もう1回言いますと、あそこには業務責任、管理責任者とおられるとです。こういう人を設置しているということは、ちゃんとした事業をそこでやっているということです。そう判断してよかですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

採石法の採取計画に伴う認可について必要な、例えばそういった専門職の設置等が行われているという整理でございます。

○11番（藤川博和君） 今のは採石する場合の業務責任者ですね。商売するときにもその人がやはり業務責任、管理責任者になるのですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

商行為に伴う、そういったものが要かということに関しては、承知してございません。

○11番（藤川博和君） では、こういう採石場を造るとき、こういう場合は、地元の説明会は必要ですか必要でないですか。そして行われたか、行われてないかです。

○商工観光課長（鶴野修一君） 採石法に規定してあります採取計画の認定に際しては、説明会の開催というものは規定してありません。また、住民を集めての説明会は開かれていないと聞いております。

○11番（藤川博和君） 要は、これは採石法にかかりますけれども、事業することによって今現在現れている公害問題です。こういう公害を発するような企業が来る場合、事業するときにはです。そういう説明会もなくして、許可がおりても構わないとですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 重ねての答弁になりますけれども、採石法においては、説明会の規定はございませんので、説明会は開催しなくてもよいということではなくて、事業者の判断で説明会等を開催することも可能ということです。また、事業者の判断で、説明会という形ではなく、個別に説明に回るといったことも考えられるのかなというところで

す。

○11番（藤川博和君） 今、課長も苦しい答弁ですけども、これはもう仕方ないですよ。しかし、県あたりが公害、水俣病とか、そういう公害対策を全国的にやる県が地元をないがしろにして、はっきり言って私の目の前が現場だからですね。全然何も来てないですよ。要は、今のあれでは、ただ県は書類だけの提出。それと業者あたりも、それは松本建設あたりは知りませんですよ。こういう態度をされると町はどういう、対応はできないと思いますけれど、何か、やはり住民のために努力していただきたいと思うのです。

この採石事業をする場合、これは地区の承諾書、同意書あたりは必要ですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

採取計画の認可につきましては、先ほどから答弁しておりますように、認可者が熊本県でありまして、町は答える立場にはありません。また、答えられない部分が多くあります。今回、一般質問ということで、私も関係する法令の確認、県への問い合わせを行わせていただきました。また、町の一般事務ではないために、関係法令の解釈の説明にこれからならざるを得ない部分はあると思いますけれども、答えられる範囲でこの件についてのお答えをしていきたいと考えています。

今あった、地区からの承諾があれば認可されるのかということであったと思いますが、採取計画の認可に必要な書類については、採石法施行令の8条の15に定めるもののほか、熊本県岩石採取計画認可事務取扱要領に規定をされています。ただ、その中に地区からの承諾が必要ということは規定されておられません。ただし、この事務取扱要領に隣接地との保全距離が5メートルを不足した場合においては、隣接地の所有者または当該土地に権限を有している者の同意書が必要と明記をされています。

このことから、保全距離が確保できる場合においては、承諾の有無は認可に影響を及ぼさないということとなります。

○11番（藤川博和君） 今隣接地が5メートルと言われたですね。この5メートルの基準はどうなっていますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 5メートルの基準ということですが、基本的には採石を行う末端のところから5メートルということと聞いております。

○11番（藤川博和君） 要は、採石する、自分の土地内で5メートル離して採石する場合には、全然民間の承諾は要らないということですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 重ねての答弁になりますけれども、保全距離は5メートル確保できない場合については、同意書が必要ということで整理をされています。

○11番（藤川博和君） いいえ、私は、要はやるならば、敷地内に5メートル離してから、そこだけすれば、もう住民の、隣と5メートル離してしまえば、もう何も同意書は要らないのですかということです。ただ自分のところの印鑑だけで作業できるということですね。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

岩石を採取する地点から5メートルということなので、事業区域というのがございますけれども、その末端から5メートルを確保できた場合については、法の建て付け上は必要ございません。

○11番（藤川博和君） 要は作業する境界等から5メートルではなくて、事業するところから5メートルということですね。作業する現場のです。それと、この捺印の問題、同意書の捺印、これは本人以外でも、代理人でもいいとですか。普通は本人が同意書をもらうとが当たり前だからですね。

○商工観光課長（鶴野修一君） これは一般論でしか申し上げられませんが、同意書につきましては、同意をする本人の意思を書面にしたものでございますので、同意をする本人が同意をする事項に同意し、署名したものであれば、同意書としては有効であると考えます。あらかじめ、法律や規則などで規定がされている場合を除き、そういったものは有効であるということです。

○11番（藤川博和君） それなら具体的に、東禅寺の場合は、そういう同意が必要な地権者という人はあまりおられないですね。同意なくして、申請だけで事業を行われたということで、理解していいですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 認可者ではありませんので詳細な答弁はできませんけれども、県が認可しておりますので、必要な同意書については、添付はされていたものと承知しております。

○11番（藤川博和君） 次に、採石法の第33条の3に、申請に、周辺状況の図面を提出とありますが、東禅寺地区あたりは住宅地か商業地か、そういう町としてはどういう指定になっておりますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

地域指定についてですが、これは都市計画上の用途地域に基づいて定められているとい

うものです。

○11番（藤川博和君）　すると、今言われたのではピンとこんとです。東禅寺地区は住宅地に指定されておりますか、いないかということを知りたいです。

○商工観光課長（鶴野修一君）　採石法第33条に規定されております認可申請書を確認いたしましたけれども、周辺の状況を示す図面等には、東禅寺地区については、河川、道路などと同様に、採取場との位置関係がわかるもので、そういった特別な記載はございませんでした。

○11番（藤川博和君）　私は、東禅寺地区は住宅地に入っているか、何に入っているかを知りたいです。住宅地でないなら。外れたら外れたで、それはどうなっていますか、住宅地になっておりますか。

○建設課長（野口壮一君）　住宅地かという判断の1つのものとして、町の都市計画のマスタープランの位置づけになりますが、御船町都市計画マスタープランで、東禅寺地区は都市計画法上の用途地域の指定外の地域になっておりますけど、既存の住環境維持に向けた集落、住宅団地の土地利用方針として位置づけがされています。

○11番（藤川博和君）　要は、平成15年の町のマスタープランには一応指定区域内の住宅ではないけれども、簡素な、静寂な静かな住宅地として明記されておりますね。その採取計画書が出されておりますけど、採取、取った後、そういう計画書は出ていますか。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えします。

熊本県に提出をされております採取計画の認定申請には、採取後の標準断面図と緑化計画平面図が添付をされております。採取後は事業者によって計画に基づきまして適正に保護がなされるものと認識をしています。

○11番（藤川博和君）　今の文言がちょっとくせ者ですね。事業者によって計画に基づき適正に保護でしょう。どういう図面が出るかです。普通は、建築する場合は完成図と、そういうのが出ますよね。そういうのは要らないということですか。要は、許可書だけは出しているですね、看板を。許可するならば、完成図を出してもいいとではないですか。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えします。

認定をされた採取計画書の内容については、私の口から全てを申し上げることはできませんので、適正なそういった図面が添付されているということを申し上げたかったということで、例えば芝生であったりとか、中木であったりとかという植栽の計画も中にはあつ

たかと承知しております。

○11番（藤川博和君） 要は近隣の方は最終的にどういう形になるか、これが一番心配しなはるとです。この心配をなくすためには、こういう後は完成になりますというのを提示したほうが安堵感があるとはななかですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 通常であれば、事業前の説明、個別の説明であったり、そういったところで御説明される部分もありますでしょうし、事業所の努力で現場に掲示をされるということもあろうかと思えます。ただ、関係法令に定められた公表の内容には採取後の復元の様子の提示は規定されておきませんので、今回、提示はされてないということです。

○11番（藤川博和君） 課長の答弁は苦しいんですけれども、これは住民感情とすれば、やはり最終的にどうなるか。どこの採石場を見ても、ほとんどほったらかしでしょう。そうなりはせんかと。あれは国道のちょうど住宅地の真ん中の採石場ですよ。だから、最終的にどういう形状になるか、誰でも知りたいとですよ。それを県が提示しないということは、何かと疑うですね。誰でも疑いの面が出てくると思うとです。やはりはっきりこういうふうになりますと堂々と出していただきたいと思うとです。

次に、騒音規制法第2条に、あそこの今の施設は採石場と言いましたけど、商業的な生産工場にも関連するですね。当たりますか当たりにませんか、生産工場ですよ。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

採石法での認可で、その施設に当たるかということですか、私はお答えができませんが、先ほど申しましたとおり、販売目的で採取を行われており、もちろん使用される方たちと必要な取引が行われるものであると思えますけれども、そのことによって、当該施設の認可が営業所であったり商業施設等々というような解釈ではないと考えます。

○11番（藤川博和君） これは大事なところですよ。あそこに使用される岩石を砕く機械です。この機械は、特定作業の中に指定されている機械です、8種類のバックホーとか、ブルドーザー、こういう機械が入っておりますけど、これを使用して、要は特定施設でないと、この特定建設作業が当たり前の作業ができないとはななかですか、指名が、指定は。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今言われました特定建設作業につきましては、今バックホーということでは言われましたが、この目的がまずあります。特定建設作業を行う目的は、建設作業に伴って、特定建設

作業、例えばバックホーを使った場合は、それは建設工事を目的としてバックホーを使った場合は、特定建設作業に当たりますが、今回は、これは建設工事ではありません。土砂採取になりますので、土砂採取というのは、これは建設工事とはみなされません。建設工事というのは、土木工事または建築工事、舗装工事、電機工事とか、そういうものが建設工事になりますので、今回の採取は建設工事に当たらないために特定建設作業というものには該当はいたしません。

○11番（藤川博和君） 建設工事以外はしてはならないということですね。それで何でバックホーを使われるとですか。岩石を崩すのは、土砂の、全然土木工事にも入らないですたいね。あれは、山は土木ではないとですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 先ほど申しましたように、建設工事はものを造るものであって、動産の移動とか、そういうものには該当いたしませんので、建設工事には当たらないというものです。

○11番（藤川博和君） 今の課長の言い方になると、壊すものは建設工事には入らないということですか。解体工事は建設には入らないですかね。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。
解体工事も建設工事に該当いたします。

○11番（藤川博和君） すると、先ほどの回答と違うじゃないですか。ものを造るものが建設工事と言われたでしょう。壊すものはもう何か産廃のあれでですね。そるばってん、解体工事は建設工事でしょう。

要は、騒音について言いますが、騒音とは何ですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

騒音とは、これは環境基本法第16条にも規定をされておりますが、政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し、及び環境を保全する上で維持されることが望ましいものと基準で定められているというものです。

○11番（藤川博和君） 環境基本法の2条、これに騒音・振動は公害と書いてあるです。生活環境を保全するための。では、このように騒音規制法ではなくて環境基本法に漠然と書いてあるとです、騒音とはと。だから、騒音とは雑音のことでしょう。バックホーで騒音が出るとはいつですか、作業するときは。バックホーで作業するとき、いつ騒音が出ますか

ということです。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

バックホーで作業する時間、機械が動くというところで騒音は出てきます。

○11番（藤川博和君） 機械が動く、ただ動かすときが、雑音ですか。それは入らないと思うんです。要は、バックホーが岩盤を作業するときに、作業するときの音が騒音でしょう。この間新聞にあったように、新幹線もホームに入るときは騒音ではないでしょう。新幹線が200～300キロ出たとき風圧によって周りに騒音が発生するとはなかですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 騒音のメカニズムについては、今の私の、ここではちょっとお答えはできません。

○11番（藤川博和君） 答えはできませんと、騒音の基準はあるとでしょう。70デシベルは大体どれくらいの騒音が70デシベルですか。住宅地における基準的な音でしょう。普通、例えばセミの音、いろいろな音がありますが、どれが該当するですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

70デシベルというのが何の基準かというのはわかりませんが、環境の基準というのがございまして、先ほど環境基本法に基づく16条で騒音に関する環境レベルというのが定められております。それは航空機または新幹線、そしてその他ということです。状況において、またその環境の度合いによって50から60までということで、段階を設けられております。

その中で、環境レベルというのが設定されておまして、それを超えないということで、環境レベル、騒音レベルを維持することを望むというか、そういうことが要望されるということになっております。

○11番（藤川博和君） 今の説明は何かわからなかったのですが。要は、環境や、この間の新幹線のあれです、騒音の問題で見せましたでしょう。あれにちゃんと書いてあったでしょう。環境省が住宅地は70デシベル以上あった場合は騒音と、商店を走るのは75デシベル、その音の高さは、市中の大型の車が通る音が70ですね。ちゃんと基準は決まっているでしょう。

最後に時間がないので、これは、この事業は継続されるのですか、されないのですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

採取期間の延長を含みます計画の変更については、熊本県に申請され認可されるものがありますので、町からはお答えができません。まだそういった申請等がなされたというこ

ともお聞きしておりません。しかしながら、計画変更をされる場合については、熊本県は町へ意見を徴することとなっておりますので、今回の一般質問等を踏まえて、必要な意見を付すこととしております。

○11番（藤川博和君） ぜひ、大体期間は4月26日までが1年の期間と思うとです。うわさではあと3～4年続くという話を聞いているとです。こういう話は全然ないとすね。

だから、地元の要望とするなら、せめて地元説明会、業者が来て、県も来てですよ。それでいつまでです。さっき言いましたような、完成図を見せてくれと。要は、今一番問題になっているのが市民病院ですよ。あれはもう10月からストップしているでしょう、環境の問題で。だから、もう採取はやるならやるで、そういう対策です。防音対策、振動対策、そして防塵対策です。バックホーでいつも土砂を返すから、一日中車は真っ白になるとです。こういう対策をぜひしてから、継続するなら継続する。やはり対策は対策としてもらいたいと思います。どうかよろしくお願ひしますが。

○議長（池田浩二君） 藤川議員、もう1時間過ぎましたので。

○11番（藤川博和君） はい、これで終わりだけん、最後だけん。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

現在認可されております採取計画についても、必要な災害対策については講じられている計画ですので認可をされているところです。ただ、実際、そういう対策を講じたものの、そういった意見が出ているというのも事実ですので、こういったところも意見書でしっかりお伝えしていきたいと思ひます。

○11番（藤川博和君） 最後に、どうか頑張ってください。終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより3時10分まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 休 憩

午後3時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○9番（福永 啓君） 9番、福永です。一般質問を行います。

平成23年、御船町が主に国の補助金を使い、町内全域に敷設し、BBIQに事業を委託した光ファイバー事業ですが、現在、譲渡・売却交渉が進んでいる旨報告がありました。この施設は当初の設備投資のみでも7億円以上、その後の設備投資を含めれば10億円を超える公共事業で作上げたものです。それを10年後、民間業者に譲渡売却する交渉になったわけです。なぜこういうことになったのか、詳細かつ厳しい検証が必要不可欠であると考えます。

今回の一般質問は、必要な検証の一部分に過ぎないと考えますが、今後町が行うであろう各種大規模な事業計画策定に当たり、参考及び教訓となればと考えます。

個別の質問に関しては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の、町光ファイバー事業を検証するについて、お答えいたします。

本町では、平成22年度に総務省所管の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し、町内全域に光ファイバー網である御船光ネットワークを整備しました。これにより、町内全域において光インターネットサービスの提供ができるようになりました。また、この施設の運営につきましては、平成23年度から公設民営方式により安定的な事業運営に努めてまいりました。現在、運用開始から9年が経過し、老朽化する機器の更新や厳しい財政状況等を考慮しながら、今後の御船光ネットワークのあり方を検討する時期になってきました。

さらに、国も昨年5月に公設光ファイバーケーブル及び関連施設の民間移行に関するガイドラインを公表しました。地方公共団体及び民間業者に対し、公設光ファイバー施設の民間移行に向けた基本的な指針を示したところです。

こういった状況に鑑み、町は御船光ネットワークを民間へ移行する方針を決定し、現在民間移行に向けた取組みを推進しているところです。

その他、個別質問に対しましては、担当課長より答弁させます。

○9番（福永 啓君） まず最初に、計画当初なんですけど、これが1点、どうしてもわからないことがあるんです。3期以上の議員は同じ考えだと思うんですけど、当初、光ファイバー事業は防災行政無線と一体で説明されていました。当時の議会答弁を見ても、光ファイバー事業に防災行政無線を含めたところで業者に見積もりを出させたところ17億円だったと。3分の1は起債だから、これはできないと棚上げにしていたところ、今回の補助事業があ

ってとてもありがたかったとか、防災行政無線を、住民の要望もあり掲げていたなどという答弁がありました。

だから、当時私の問題意識としては、有線ですよ、光は。有線で防災行政無線の代わりとして適当かどうかと。それをやるのが適当かどうかと、そのようなところが問題意識だったのです。ところが、これは後でわかるのですが、同じ補助金は、他町村でも使われています。そこでは、そのように防災行政無線に限らず、いろいろな方法で光ファイバーが使われているんですが、御船町においては、補助事業申請のときにインターネット接続の単一目的として申請されていたんです。だから、一方でそういう「防災行政無線にも使いますよ」みたいな説明をしながらも、そのときには既に申請でそれには使えない申請をしていたことになるのです。それは、これは何ですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、議員が言われた件につきましては、当時の議事録あたりを確認したところ、そのような御指摘の部分は確かにありました。10年以上も前のことですので、当時の町長の真意あたりはちょっと測りかねるところがあります。

○9番（福永 啓君） 議会の重要な機能はチェック機能なんですね。このような事実と矛盾した答弁が行われると、議会としての基本的な役割が果たせなくなってしまいます。二元代表制度の根幹にかかわる問題だと思います。町長は言っちゃうことはあると思うんですよ。そういうときは、課長もぜひ補足説明、矛盾しないような補足説明を付け加えろとか、そのようにしていただきたいと強く申し添えておきます。

さて、光ファイバーは先ほども申し上げましたとおり、単純なインターネット接続のほかにも多様な利用方法があります。例えば、産山村と阿蘇市が共同で行っている事業ですが、この補助事業の目的にこのように書いてあります。「光ネットワーク整備と地域の情報通信基盤と連携を図り、各世帯に設置されるIP告知端末及び告知」というふうに、長く、10ぐらい目的を挙げて、そして新しい地域社会を創出していく地域福祉活動サポートネットワークを構築しますと。これくらいいろいろな多目的が掲げられています。そして、あと、一般的に考えれば、このような住民サービスに使えるほかにも、例えば〇〇ひかり、楽天ひかりとかauひかりとかありますよね。それは楽天がその線を持っているわけではないんです。それは線を持っている会社から借りてやるわけです。そういう又貸し事業、CATV、ひかりテレビ、そして基地局と基地局の間をつなぐ、このように実は光ファイ

バーはすごい広い用途に使えるのです。

御船町の光回線なのですが、そのような用途には使えなかったのですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

御船町の場合、先ほど議員も言われたとおりインターネット接続という単一目的での補助金の申請を行っていたということになります。現状、それ以外の目的で利用するという事は、補助金事業の目的以外の利用に当たりなかなか難しいということになります。

○9番（福永 啓君） それでは、なぜ当初、そのような単一目的で補助金の申請を行ったのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この件につきましても、10年以上前のことであるということで、定かではない部分があります。なぜ御船町においてインターネット接続という単一目的での補助金申請を行ったかについては、主たる総務省のICT交付金の用途がインターネット接続に限定されたためかと理解しています。

○9番（福永 啓君） 交付金です、縛りがあるICT交付金、これはICTですから、いろいろな縛りがあったと思います。しかし、当時ICT交付金のみが使われたわけではありません、これには。ICT交付金は3分の1しか使われてないんです。ほかの3分の2は本当に多様なメニューが認められて、割とフレキシブルに使われた緊急経済対策の交付金です。いろいろなメニューに使えます。ですので、別に目的はICT交付金を使うことが目的ではなくて、いわゆるブロードバンドゼロ地域をなくして、御船町にそういう住民の移住とか定住を呼び込み活性化につなげるというのが目的ですから、そのためにはそのように多様に使えることなどを検討するべきだったのではないかなと思いますが、そのような交付金について、ICT交付金以外の交付金でこれに対応すると、そういうことについては、検討されましたか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

ICT交付金の交付対象以外の部分につきましては、地域である地域イントラネット事業については、一部緊急経済対策の交付金事業等を活用はしています。しかしながら、そのICT交付金自体を外したところでの検討というのは行っていなかったということになります。

○9番（福永 啓君） 光ファイバー事業なんですけど、特別会計にして独立採算制を取るとい

う説明が当初からなされておりました。維持管理経費等の捻出、事業の収益性については、どのような事業計画でしたか。そして、現実はどうでしたか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

当初申請に当たりましては、計画を立てております。その当初計画におきまして、歳入につきましては、加入者世帯を1,650世帯としておりました。そこで、利用料が約5,100万円、それと加入者負担金が約100万円ということで、計約5,200万円ほどの歳入というところで申請を、計画を立てております。

また歳出につきましては、まず保険料は約80万円、保守管理委託料が約2,100万円、それと電柱の借り上げ等が735万円ほど、それとまた加入者の工事費等が210万円。また電柱の移設補償等が約52万円ということで、歳出を合計しますと、約3,200万円ほどになります。それで、5,200万円から3,200万円を引いた残りが約2,000万円ほどになります。それが毎年積み立てるという事業計画であったということです。

しかしながら、現実としましては、歳入においては、加入者につきましては年々順調に増加していったということになります。しかしながら、歳出において、保守管理委託料や工事請負費あたりが増加したということになります。歳出の部分です。また、熊本地震や九州中央道建設の影響により歳出が増加したということになりまして、現在、一般会計からの繰入れを行うということになりました。

○9番（福永 啓君） 事業計画がもくろみどおりいかなかった理由として、九央道の工事、そしてその後の熊本地震の影響も挙げられました。これらのみが事業計画どおりにいかなかった理由なののでしょうか。また、この2つの原因で実際どれほどの出費がありましたか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

九央道の工事、また熊本地震の影響と、これはあくまでも事業が計画どおりにいかなかった原因の1つの要因に過ぎないとは考えております。その中で、九州中央自動車道の建設に伴うケーブルの委託料につきましては847万4,000円となっております。また熊本地震による電柱移設に伴うケーブル移設の委託料が約1,024万円となっております。

○9番（福永 啓君） そうですね、2,000万円不足ですね。そうしますと、事業計画がもくろみどおりにいかなかった主な理由は、どのように考えていらっしゃいますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

主な要因としましては、基本保守契約以外のケーブル移設委託料、これはこれまで2,345

万円ほどかかっております。それと引込工事等の工事請負費が1億7,457万2,000円、それとそれに伴う事前調査であったり設計委託等の委託料が5,573万7,000円と、この部分が大きく増加したためだと考えております。

○9番（福永 啓君）　そうですね。私も九央道の工事ですとか地震、これはもうあくまでも1つの要因というか小さい要因だと思っています。でなければ、それがなくなって今は続けていいことになっちゃいますからね。10年に1回の機器交換が約1億6,000万円と、過去に答弁があったんですけど。将来15年から20年後に想定される光ファイバーの老朽化による敷設替え、これが5億2,000万円程度かかるのではないかと。これは5～6年前の試算だと思います。これを含めると、少なくとも20年後までに5億2,000万円と1億6,000万円、2倍ですから8億4,000万円ほどの出費が必要となってきます。維持していくには、8億4,000万円ほど出費しなければならないという計算になってきます。

この光ファイバー事業というのは、例えば運送会社でしたら、この光ファイバーですとか機器というのは、それを稼ぐためのトラックです。アパート経営だったらアパート本体なんです。ですので、事業計画を耐久年度内に更新のめどをつけるというのは、事業として基本中の基本、必須です。

先ほどちょっと言われた、当初の事業計画ですが、2,080万円ほどを毎月積み立てて、当初の、甘いと言われれば仕方がないと思うんですけども、その事業計画ですら、2080万円ほど毎年積み立てて施設の更新に充てる計画となっていました。しかし、当初でもう既に20年間で約8億4,000万円ほどが見込められ、それを補うために基金の積み立ては、少なくとも、毎年平均で4,200万円ほどを逆算すれば必要となるのです。なぜ最初から2,080万円ほどの維持管理費のみを基金で充てるという、このような計画だったのでしょうか。これはどういうことなのか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

約2,000万円ほどの基金積立ということで、毎年それを計画をしていたということになります。この積み立ては、あくまでも10年に1回のセンター局の機器の更新の費用分だけの計算であったと思っています。その平均約2,000万円ほどの基金の積み立てができればセンター局の機器交換の費用分はそれで十分賄えるのかなという計算であったかと思いません。ただ、議員が今言われたとおり、光ファイバー自体の老朽化に伴う敷設替え等の費用は、当初見込んでなかったということになります。

○9番（福永 啓君）　そもそも歳入が5,200万円の計画ですから、それに4,200万円の利益を出して積み立てるといふ計画は書けないですよ。しかし、事業上はそれが必要になってくる。じゃあ、光ファイバー自体の老朽化による敷設替えの費用は、当初どのようにするつもりだったのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　これは以前のことということになりますけれども、当時具体的な方策、当てがあったわけではないとは思いますが。当時は、加入者増を目指し、基金の積み立てを増やしながら、その中で考えていくというスタンスではなかったのかと承知しております。

○9番（福永 啓君）　当時のことを今の課長に責めるような口調で言って申し訳ないとは思っているんですが、これは継承しなければいけないので、すみません、厳しい質問をまた繰り返させていただきます。

今、課長がおっしゃいましたけれども、加入者の増で増やすと、2倍ですよ、これを基金を増やすという考えは現実的なのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

現実問題として、予定した基金も積み上がっていないと、現在基金は残高ゼロとなっている状況でありますので、これは大変難しいものと認識をしております。

○9番（福永 啓君）　特別会計なんですけど、条令第2条、この会計において、加入者負担金、貸付収入、一般会計繰入金及びその他収入をもってその歳入とし、一般管理費、委託料及びその他の支出をもってその歳出とするという定めになっています。しかし、歳出、一般管理費のうち、一般企業では必ず計上されているものがこの特別会計には入っていません。まず光熱費、地代家賃、減価償却費そして人件費。そのうち、光熱費、地代家賃、減価償却費については、御船町は公会計ですので、現金主義であり、実際に支出したものしか書かないと公会計では決まっておりますので、これについては、特別会計上仕方がない部分もあるのかなとは思いますが、人件費です。これは実際にかかっている。人がそこでいろいろやっているわけですから。そして、この特別会計のみ人件費が最初から計上されてなかったんですよ。これのみですよ。ほかの特別会計は全部人件費があるのです。そして、特別会計ではなくても、その課ごとにありますよ。なぜこの人件費を最初に外したのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

当初は、1人の人件費を計上するまでの労力がかからないのではないのかなという想定だったと思っております。しかし、現在は議会の御指摘もありまして、平成30年度からは職員1名分を計上しているところであります。

○9番(福永 啓君) 年間5,200万円を売り上げる計画ですよ。そして基地局は役場の中にあるんです。当初は申込みも役場に限られていたんです。回線契約や工事契約、クレーム処理、その他、各種事務作業も役場職員が行っていました。そもそも、これはどう考えても当初より人件費がかかる事業計画なんです。そして人件費は実際にかかり、実際にかかっている経費が計上されていない。これは民間だったら結構大変ですよ。しかし、町政が変わり、議会から再三指摘しました。その部分は正され、そして現在は正しい形に戻っている。その部分は、正したことに対してはきちっと評価しなければならないと思っています。

しかし、ある意味会計を操作してまで、基金は当初予定額2,880万円にも及ばず、4年間で結局平均500万円しか積み上げることができませんでした。そのようにして積み上げられた基金も取り崩され、近年は一般会計から繰入れが行われています。これまで、一般会計から幾ら繰り入れられましたか。

また、当初より正しく、現在と同じように、1人分の人件費を上げていた場合、そしてそれに関するちゃんとした社会保障費ですとかを上げていた場合、幾ら繰り入れなければなりませんでしたか。

○総務課長(藤野浩之君) お答えいたします。

まず、一般会計からの繰入れであります。まず、平成29年度に1,866万7,000円、それと平成30年度に1,481万5,000円、それと令和元年度に812万5,000円、合計4,160万7,000円が一般会計からの繰入れということになります。

それと今人件費のことで御質問がありました。当初より1人分の人件費を入れた場合どうなるのかという御質問だったかと思えます。現在の職員の人件費を換算して当てはめてみました。人件費を入れてない期間が約7年半ほどありましたので、その分を計算しますと、約4,200万円が必要となったということになります。それで、現在繰り入れている4,160万7,000円、それと人件費の分約4,200万円ほどありました。それを合計しますと8,360万円ほどということになります。

なお、基金からの繰入れにつきましては、平成28年度に751万円基金からの繰入れをしております。それと平成29年度において1,818万6,000円を基金からの繰入れということで、

現在基金の残高はゼロとなっている状況であります。

○9番（福永 啓君） 当初より1人分の人件費が含まれていた場合の繰入金、これが本当の意味での繰入額であったのだらうと考えます。事業計画どおり行かなかったことは、九央道の工事も影響した部分も若干あるでしょう。地震の影響も若干あったと思います。しかし、どう考えても当初の事業計画自体に大きな問題があったと指摘せざるを得ないと私は思っています。

それで、この情報通信特別会計を当初の4年間分、これを会計事務所に委託して、平成23年から平成26年度までの4年分を民間の事業会計として、一般企業会計から決算シミュレーションを行ってみました。前提としては、この特別会計には含まれていないが一般企業会計でやるときには必須である人件費は当初、本当は2～3人必要かもしれないんですよ。しかし1人分だけ。そして、年350万円として計上しました、控えめにです。それに法定福利費用も、それはもちろんそれに関するものは参入しました。同じく地代家賃です。これはやはり含めないと会計として成立しないので、含めました。月2万円にしておきました。年額24万円を入れてみました。同じく減価償却費も、これは最低必要なので、15年償却にしました。それ以外の金額に関しましては、全てこの決算書についての数字を用いました。これだけで経費は最小限に見積もりました。本当はこれに光熱費も必要だったと思いますけれども、それは入れてないんですよ。そうして作ってみて、それは課長にもお渡ししましたが、何かそれを御覧になって、これは会計法で、会計方法等で何か不適切な部分とかはございましたか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

一般的な事業会計として特別不適切な部分はなかったと思います。

○9番（福永 啓君） そうですね、経費が少ないぐらいだと思います。必要経費を極力絞った民間会計シミュレーションなのですが、ここで一つひとつの数字を挙げることは控えます。それは御覧になっていただいたのでわかると思いますけど、惨たんたるものでした。やはり大きな原因は、補助事業の縛りがあったと、さっき言われましたけれども、光ファイバーを他用途使用できないんです。ですから収入というのが限られちゃうんですよ。加入者から増やして、そこから収入を得るしかない。だから、条件が加入者条件ですよ。御船町の世帯上限になっちゃうんですね。それと、あとは工事費です、一番は。民間は、例えばここに電柱があります。そこから自宅まで引くやつ。これが、民間業者は幾ら実際の業

者に払っているか、私は調査したことがあるんですが、大体4万円です。もっと安いところもありましたけど。そういうのが実際の業者に払っている金額だそうです。御船町の場合は、予算とかを見てみると10数万円になりますよね。やはりこの2つだと思います。この部分というのは、やはり町がこのような事業を行っている限り、なかなか改善が見込めない部分であります。しかし、逆に光ファイバー網を他用途に利用し売上増を図り、工事費を抑えることができれば、私は十分事業としての可能性は見えてくるのではないかと感じました。

ですから、そもそも民間だったら、そんなに何か、根本的欠陥があるわけではないが、町はこれは増えていたよねという事業をやろうとしてしまった。これがやはり原因じゃないかなと思うんです。もちろんこれは公共事業です。公共事業ですので利益を追求する必要性はありません。しかし、少なくとも将来の維持管理に充てる基金を積み立てるだけの利益を上げることは、これは必要経費だと言えます。その資金が今現在は底をついたわけです。そして、一般会計からの繰入れも始まったわけです。隠れていた赤字も表に顔を見せ始めた中、今後の選択肢というのは3つあったと思っています。1つは、これだけ今後かかるであろう膨大な維持管理経費を甘んじて受け入れ、このままの形で町が続けること。これが1つ。そして1つは、少しでも有利な条件で民間に譲渡売却すること、これが1つ。そして最後の1つ、これはもう、「できません、やめた」と手を上げて万歳をして事業を打ち切ってしまうこと。具体的にはその3つぐらいしか考えられないんですよ。

その中で、まともに考えれば、選択して自ずと1つです。7年ほど前の一般質問でも、その問題点を指摘し、もう取りあえずこれしかないでしょうと、一生懸命頑張りながら、少しでも早く民間譲渡しましょうよということを行ったんですが、色よい答弁はありませんでした。しかし、藤木町政が誕生して、これは光ファイバーの譲渡、売却の方向性は明確に打ち出して、制度上売却の、譲渡、売却が可能となって、早速譲渡、売却の交渉が進んでいる旨、全員協議会でも報告がありました。この本議会でも再度譲渡、売却の交渉等を、条件等の概要の説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、民間移行計画を策定する過程において、まず現状を分析しまして、課題を抽出したということになります。その上で、御船光ネットワークの最適な運営方法を検討いたしました。その中で、やはり民設民営方式が最適であるという結論づけに至っております。

さらに民設民営化の方法として、既存設備の譲渡と運営事業者によるセンター局整備を実現する計画といたしました。現在、国が示したガイドラインに沿って取り組んでおり、事前協議の段階にあるということになります。事前協議の内容につきましては、全員協議会でもお話ししたとおりであります。極力町に新たな負担が生じないよう、また、少しでも町の利益になるような、そして有利な条件で譲渡できるような交渉を進めているというところになります。

また、新年度に入りますと、運営事業者の選定に入るということになります。事前協議の中では移行に伴う各種の条件にどのような項目があるかの確認を今行っているというところになります。

それから、運営事業者の選定は公募で行うということにしております。今、公募を行うために必要となる事項について確認をしているという状況になります。

○9番（福永 啓君） ICTに関する状況なんですが、これは5Gも実現化され、果たしてひかりというのがこのままの状況でやっていけるのだろうか。そういう先行きも大変難しいと。事業が、じゃあこのままやっていけるのだろうかということもなかなか難しい状況というふうにもお聞きいたしました。

しかし、御船町の場合は、本格的機器の更新の時期が迫って、今後の維持管理経費や更新経費も心配される中、過去に私もいろいろな関係者の方とこのことについて話したんです。ある関係者の方が、同業他社の方幹部なんですが、こういうことを言っていたら、「御船町と同じごたるところは日本国中いっぱいあるとですよ。すみません、それをうちがしたつだったら、いやあ、やっぱり尻を拭わにゃいかんかなと思いますけど、やっぱり他社のところまではお手伝いできません」と。10億円の事業ですよ。喜んでもらってもらえるかなと思ったら、そういう感じですよ。お荷物という意識だったんです。

ですから、それを逆にただでやるだけではなくて、何らかの補助をして、町から追銭を打ってでもこれはしてもらわないと将来すごい経費が待ち受けているわけですからいかんとかかと、大変心配しておりました、本当に。

しかし現実なんですが、今も説明がありました。また全員協議会でも御説明いただきました。投じられた金額からすれば、これは10億円ぐらい投じていますから、少額ではあるものの、町に対する収入があるという譲渡、売却交渉が行われているということです。これは、私は驚きました。いやあ、ゼロだったらもう儲けもんと思ったので。後顧の憂いが

絶たれて、財政面でこれ以上心配することがなくなる。本当にほっとしています。

次に、この譲渡、売却を前提にサービス面の質問をします。光ファイバーについて、これは私に対してもなんですけど、町の事業です。町に対してもいろいろなクレームが入っているんじゃないかなと思うんです。どのようなクレームが多いのか。そしてそれに対して、どのような対応をとっていらっしゃいますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

加入申込みの問い合わせの中で、大変クレームが多いというのが何点かございます。その中で、まず一番多いのが選択肢がないということを、まず言われます。それと、申込み、申請をして開通まで相当の期間がかかるということ。それと料金の関係、また加入サービス等が受けられないという、そういう苦情が現在多く寄せられております。

これに対しまして、申請される方、加入者の方へは御船光ネットワークの実状についてまず御説明をしております。公設民営で行っているということで、この御船光ネットワークは町の設備であり、これを電気通信事業者に貸し付けていますということを説明しています。それと負担金ですけれども、これも条例に基づき負担金の納付が必要であるということを、その都度丁寧な説明を心掛けているということになります。

○9番（福永 啓君） 事情を知らない当事者になってみると、怒ると思います。それはそうですね。ほかの自治体では、光ファイバーに入りますと言ったら、もちろん接続だっただけですよ。プラス2年間加入すれば4万円もらえるとか、何かもらえるとか、そういうサービスまでやっている。だから、私のところに電話がかかってきたのです、本当ですよ。「役場はこう言っているけど、本当ですか」と。「ええっ、だって、ほかのところと全然違う、逆ですよ。うちが4万円払うんですか」と、そういうことをおっしゃっていました。しかし、やはり光に関しては、御船町の場合はそれしか選択肢がなかったわけですから、不満が解消されなくても納得せざるを得ないという事実もあります。「これは本当に申し訳ない。すみませんね」というふうに、私も「これは本当なんですよ」ということを説明して、もう謝るしかないですよ。それを受ける職員も、やはりきついと思いますよ。言っていることが逆に当たり前ですもん。それに対しても「すみません」と言うしかないですよ、こうなっていますと。「あなたの都合だろうが」と言われても、「そうになっています」とか、仕方がないですよ。

ところが、今回譲渡、売却交渉が進められるということですが、このような場合、申し

込んで何カ月もかかるとか、あとは申し込むときに4万円取られるとか、そういう一般的な何とか光のサービス、入ったら後でキャッシュバック、2万円とか4万円とかがもらえないとか、そういうのは、そういうサービス面についてはどのような交渉をされているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

譲渡後は民間事業者の判断にはなるかと思いますが、基本的には、ほかの市町村と同様となるような条件を付したいと考えております。具体的には、運営事業者選定のための公募仕様書の中にそういった条件を搭載していきたいと考えています。

○9番（福永 啓君） できれば同様以上となるようにが一番いいんですけどね。

また、現状の契約者については、具体的にどのような影響があるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在利用されている契約者の方に対しましては、今後も同じような条件で利用していただけるよう、先ほど触れました仕様書の中に盛り込んでいきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 交渉の中で、現状の契約者に決して迷惑をかけることなく、かつ新規契約者にも、各市町村と同様以上のサービスが受けられるように交渉を進めていただければと思います。

先ほども少し触れましたが、最後に、この光ファイバー事業に使われた補助金に関して質問します。この光ファイバー事業には、3種類の補助金及び交付金が使われています。そのうち約2億3,000万円、これは光ファイバー等高速情報通信整備に限定した補助金ですが、残りの約5億円です、これは緊急経済対策の交付金であり、用途は光ファイバー事業に限ったものではなく、多様なメニューに利用できる交付金だったと、私はそう理解していますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

そのような理解で結構だと思います。内容を申しますと、今回総務省のICT交付金の補助裏として、先ほど言いました公共投資臨時交付金それと経済危機対策臨時交付金、この2つの経済対策の交付金を組み合わせたところであります。そのうち、額が大きいのが公共投資臨時交付金ということで、約4億1,800万円ほどの交付金でありました。

この交付要件が主となる総務省のICT交付金と同じであったということで、本町の公共投資臨時交付金の使途につきましては、ブロードバンドゼロ地域の解消事業のみに限定

された交付金であったということになります。この2つの交付金でほぼこの事業の大部分は賅ったということで、約93%ほどはこの2つの交付金で行ったということになります。

そのほか、残りにつきましては、単独事業分につきましては、地域イントラネット事業ですけれども、この分については、経済危機対策臨時交付金、約6,000万円ほどありますけれども、この交付金を有効に活用したということになります。

○9番（福永 啓君） 他用途に使える交付金のうち、補助裏に使えるところを使った。当時の町には、先ほども申し上げましたとおり、防災行政無線はありませんでした。そのほか、本来行われるべき事業、また行ったがよい事業と思われるのが多々あったんです。これも重要だと思いますよ。しかしそれ以外にも。しかし、財源上の関係で、そういうことの事業化ができずに、積み残しになったままの事業も多かったわけです。そのような事業の中から選んで、その5億円です、これを光ファイバー事業に投資したという形にもなります。そして結果、それを10年後、ほぼ無償で譲渡せざるを得ないという状況になったのです。

現状は、さっき言いましたとおり、ベストとも言える譲渡、売却案をまとめようとしている執行部に問うのは厳しいかもしれませんが、やはりこの事実は受け止めてもらわなければ困るんですよ。これを優先してやって、そして結局ほかのことは遅れちゃったという面が私はあると思っています。なぜこのようなことになったのか。そして、このようなことを二度と起こさないためにはどうすればいいのか。

まず、課長はどのように考えますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

本来の目的でありますブロードバンドゼロ地域を解消し、高速インターネット接続の実現により、地域間の情報格差の是正と地域活性化を図るという当初の目的、この目的自体は正しい目的であったと考えています。そして、町の利益となる目的でもあったのかと思っております。

また、その事業によりまして中山間地域を中心にブロードバンドゼロ地帯が解消されたということになります。そして、多くの町民が高速インターネットの恩恵に浴することができ、地域活性化にも貢献できたものと考えております。

しかし一方で、これまで議員から質問があったとおり、事業自体につきましては、維持管理費の増加等で、財政的な課題を抱えるようになった部分もあります。また、利用者に

対しましても、他町にない負担をかけることとなったということになります。

当時、この目的を達成する手段としては、最良の枠組みの中で事業を行ったと考えております。結果的に手段に対する検討過程と手段の選定判断及び事業計画の立案に課題があったようには感じております。

今後、このような経験を生かしながら、今後の行政運営に生かしていきたいと考えております。また、今後の御船光ネットワークの運営につきましては、施設の譲渡、売却を進めながら民間へ移行し、継続して安定的な運用を行うことにより、本来の目的が達成されていくものと思っております。

○9番（福永 啓君） 同じ質問をします。町長、これのときは一般の民間人でしたよね、始まったときからしばらくしてから。これは、さっきも申し上げましたとおり、結局10億4,000万円の税金を投入した事業です。結果的に民間にほぼ、補助金部分は無償、そして御船町が独自にやった部分は有償譲渡という形でしなければならなくなったわけなんですけど、なぜこんなことになったのか。このようなことを起こさないためにはどうすればいいのか。この事実をどう受け止められているのか。そのとき民間にいて、官になられた町長、どのような思いでこの交渉自体を行われているのか、ちょっとお話しください。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

今回の御船光ネットワークの民間移行に関しましては、私からは2つのことだけでした。1つは、加入者に迷惑が被らないこと。それともう1つが、通信事業者によりよい移行が、移せること、ここだけが私の指示でありました。その中において、今回全員協議会で説明させていただきました。最初の交渉段階では無償譲渡というのがきました。それだけではありませんでした。今回、町から建物を建てて移行しなければいけないです。本拠地の移行に、その建物代も払ってくれと。そしたら受けてもいいよというような、本当に一方的な最初の条件でありました。その中において、本町の職員を後で褒めてもらいたいと思えますけれども、やはりここで交渉をとということをしていただきました。

その中においては、たくさんの方々からの情報を収集したと。もちろん弁護士さんもそうですし、情報通信に詳しい税理士さんのところにも行って話を聞いた。多町にも行って話を聞いた。こういった情報収集の中からよりよい選択をして、本来ならばお金を払って受け取ってもらうものを、反対に今回提案したように、お金をいただいて譲渡できるような形に持っていきました。これは本当に職員力だろうと思っております。

その中において、当初に戻っていきます。当初の話としては、私もそのときはいませんでしたのでわかりませんが、しかしながら、公と民の違いというのはある程度はつきりしてきていると思います。公は予算の消化型です。予算をどうやって使っていくか、ここが最大重要になってきます。民は違います。予算を消化するだけでは会社は潰れます。会社を継続するというのが一番難しいです。継続するためには利益を追求するという部分と、やはり外部とのそういった情報合戦というのが大きくかかわってきます。

今度、この光ネットワークを譲渡していく中において、やはりこの10年間というのは、公として維持する予算を消化するしかなかった。しかしながら民民になってきたなら、利益を出して、それを維持する。そのためにいろいろな情報を集めていく。こういったものが大事になってくるということだと思います。

当初、もし民の考えでこの事業を選択したり、この民の考えで動かしていたならば、今のようなことにはなっていかなかったのではないかとすることは、思っております。しかしながら、他町からもいろいろな相談を受けます。同じような立場の方もいらっしゃいます。しかしながら、そこは1つ、私が一番思ったところは、先ほど課長から説明がありましたように、御船町は光ネットワークをだけのことで、今回事業をしています。公設公営で行っているところは、相談があったのは、光ケーブルを使って議会の放送をしたりとか、反対に、福祉に利用したりとか、いろいろな次の段階を考えていらっしゃるんです。次の段階の、ケーブルテレビもあります。ケーブルテレビを行うとか、そういったようにするときには、民設から公に移して、そういった事業をするよりも、公公でしたほうが安くつくということの前提があったということをお聞きいたしました。もし、その先に計画があれば公公でもよかったかもしれません。しかしながら、今回光ネットワークだけというところが、厳しい今の財政状況になったのではないかなと思っております。

ということは、今私たち職員は、当初の考え方をどうしなければいけないか、これは5年後、10年後、20年後のことを考えて、一番かかるのは維持していくだけではなく、そこには維持費用というものがかかっているということを入念に入れて、やはり考えていかなければいけなかったなということをお学びました。今後1つのものに対して、やはり先のことを考えて、多方面の情報を収集をして、そこから最終上決定をしていくということをお学びましたので、そういった形で今後、職員とともに頑張りたいと思います。

○9番（福永 啓君） 今、町長の発言にもありました。また課長答弁にもありました。当初

の目的は正しかったんですよ。そして一定程度の役割は果たしたと思います。しかし、他方でやはりその維持管理、それに関するところが、財政的に大きな問題を抱えてしまったと。10億4,000万円ぐらいですか、購入した設備を民間譲渡せざるを得なくなったんです。これはやはり、当時一番最初です、光ファイバーがどのようなものに使われて、そして他用途に使えるんだ、そういう設備なんだということをきちっと、よく検証していなかった面があるのではないかなと私も思っています。

一方で、職員を褒めていただきたいとおっしゃっていましたがけれども、私はそれを感じますよ。今回の対応に対しては、これは評価しなければいけない部分があります。藤木町政になって、光ファイバーの事業の譲渡、売却の方向が明確に打ち出されました。そして、制度上は、これは10年経たないとでけんけんですね。だから、10年経って即できるような交渉が進められています。しかも、町に少しでも利益が出るようにと。これは、町長の判断も、これはよかったです。しかし、厳しいクレーム処理とか、たいやクレームが来たと思いますよ、ほかの町と違うんじゃないかと。そして、当時1,600件しかなかったんです。それで計画していたんです。それにも満たっていなかったんです。それを今2,000件を超える契約にこぎつけた。これは担当課の力が非常に大きいと思います。

ぜひ、竹バイオマスの質疑でも申し上げましたとおり、子曰く、「過ちて改めざる、これを過ちという」と。これは課題があるのを持っときながら、ずるずるとこれを続けていたら、これはもっと財政的問題を引き延ばしていた。大きくなっていたんではないかと思うんです。過去の課題に対して、素早い対応をとったこと、これは高く私は評価しています。大変今まで、最初すごい責めるような質問をしましたね。実際責めていました。ただ、これは最初に申し上げましたとおり、今回のやはり課題というのは、被害は最少限度に押さえられたものの、いろいろな重要点ですよ、これを民間にあげるわけですから、「はい、そうですか」というわけにはいかんだったわけです。これを行政の大きな糧としていただきたい。今後いろいろな事業があると思います。皆さんもそれを参考に、教訓になればと、期待してのことです。また、課長も厳しい中に、誠実な答弁をいただきまして、これは感謝しておきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 散 会